

第1回阿蘇市議会会議録

- 1.平成28年3月4日 午前10時00分 開議
- 2.平成28年3月17日 午前10時00分 開議
- 3.平成28年3月17日 午後3時36分 散会
- 4.会議の区別 定例会
- 5.会議の場所 阿蘇市議会議場
- 6.出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	立石昭夫	2 番	竹原祐一
3 番	岩下礼治	4 番	谷崎利浩
5 番	園田浩文	6 番	菅敏徳
7 番	市原正	8 番	森元秀一
9 番	河崎徳雄	10 番	大倉幸也
11 番	湯浅正司	12 番	田中弘子
13 番	五嶋義行	14 番	高宮正行
15 番	古澤國義	16 番	阿南誠藏
17 番	古木孝宏	18 番	田中則次
19 番	井手明廣	20 番	藏原博敏

欠席議員

なし

- 7.地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	宮川清喜
教育長	阿南誠一郎	総務部長	和田一彦
市民部長	佐藤菊男	経済部長	吉良玲二
土木部長	伊藤繁樹	教育部長	園田羊一
総務課長	高木洋	福祉課長	山口貴生
農政課長	本山英二	建設課長	阿部節生
財政課長	宮崎隆	教育課長	日田勝也
ほけん課長	藤田浩司	観光課長	市原巧
市民課長	岩下まゆみ	まちづくり課長	佐伯寛文

- 8.職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	石寄寛二	議会事務局次長	本田良治
書記	佐藤由美		

- 9.議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

1 開議宣告

○議長（藏原博敏君） それでは、議員の皆さん、執行部の皆さん、おはようございます。ただ今の出席議員は19名であります。9番、河崎徳雄君につきましては、所定の手続きを経まして欠席の届けが出ております。従いまして、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりであります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（藏原博敏君） 日程第1「一般質問」を行います。

毎回申し上げておりますが、一般質問の所要時間が45分と定められております。従いまして、質問者の議員におかれましては簡潔な質問と、執行部におかれましては、的確な答弁をお願いし、議会の運営にご協力をよろしくお願いいたします。

毎回市民の皆さんの関心の高い一般質問でありますので、傍聴の市民の方々もお出でになります。傍聴席の市民の皆様にも、傍聴規定に基づきまして、私語雑談等につきましては、ご遠慮いただきますようにご協力をお願い申し上げます。

これより順次一般質問を許します。

12番議員、田中弘子君。

○12番（田中弘子君） 1番の1番ですけれども、まずちょっと年を取りましたのであがっております。今日は青空の下で頑張りたいと思っておりますが、よろしくお願いいたします。

順次質問をしていきます。

まず一つ目の通学路の安全確保についてですけれども、これは園児、児童生徒を含みます。阿蘇中学校が開校する時点で事故のことを懸念しておりましたけれども、もちろん、教育課、学校、そして保護者であり、それが現実となり、小学3年の男子児童が巻き込まれました。幸い1ヶ月が過ぎたころ病院に行くことができ、少しずつ回復されているということでほっとしたところです。そこで、阿蘇市内に危険箇所の数がどれぐらいありますでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） おはようございます。ただ今のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

通学路の危険箇所についての数ということでお答えをさせていただきます。各学校で、3学期の末に教職員と各地区の保護者で通学路の調査をし、その中で、各学校では通学路の危険箇所を把握しているところであります。危険箇所の判断としまして、人通りが少ない場所、それから交通量が多い場所、あるいは歩道がない場所、踏切がある場所、交差点、河川やため池、側溝に蓋がないという等で判断しており、小学校、中学校全体では160カ所あるということで確認しております。

○議長（藏原博敏君） 田中弘子君。

○12番（田中弘子君） 今160カ所ということですけど、本当に危ない箇所って何件ぐらいあるんでしょうか。その場所を教えてくださいんですけど。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 箇所数は160カ所ということですが、各学校で、やはり登校時にここは危険だろうということで把握しております関係上、本当に危険といえますか、もうすべてが危険箇所には該当すると思うんですけども、学校によって様々でございます。特に幹線道路が走っていたり、踏切があったり、交通量の事情も違いますので、校区の範囲が広ければそれだけ多いという状況でございます。

○議長（藏原博敏君） 田中弘子君。

○12番（田中弘子君） すべてが危険箇所ということですけども、とりあえず行政のほうでかかるとしたら、どの辺をしていきたいと思っておりますか。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 行政のほうでということで、現在、国道、県道、歩道がないところにつきましては、歩道設置が順次進められているところでございますので、道路管理者に対して、できるだけ歩道の設置をお願いしていきたいということで取り組んでいるところであります。

○議長（藏原博敏君） 田中弘子君。

○12番（田中弘子君） どんなに危ないと思っておりますも、この前の事故は起こりえることがありますので、早めの対策というか、事故はどこで起こるかわかりませんので、課長補佐のほうで前話を聞いたときに、まずは警察と一緒に危険箇所を見回りしておりますということでしたので、人口も子どもたちも減っておりますけれども、まず車の多いところを重点にさせていただきたいと思っております。

それから、事故のあった阿蘇中前の信号の予定はいつか、決まりましたでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 事故の後に教育委員会としましても、市長及び教育長の連名で、信号機の早期設置の要望書を出しております。中学校は建設当時から、当然進入道、取り付け道路の協議を県警とも行ってきておりますけれども、事故を受けて、再度、市長、教育長の連名による信号機の早期設置の要望書を事故の翌日に熊本県知事と、それから熊本県公安

委員会の委員長、熊本県警察本部長、阿蘇警察署長あてに、教育長自ら阿蘇警察署に出向いて直接請願に行ってきたところでございます。そのときの回答としましては、既に阿蘇管内では優先順位が1位として県警本部のほうに上げてあるということで、今年度の予算の中で何とか取り組んでいけるんじゃないかということで、早ければ9月ぐらいの設置を検討しているということございました。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 田中弘子君。

○12番（田中弘子君） 思わぬところで、やっぱり横断歩道が引いてありますけれども、ちょっと幅が広がった、長さが長かったから事故が起きたんだろうと思いますけれども、以前、警察に出向いてスーパーみやはらの前と旧ひのくに会館のところに無理を言って横断歩道を引いていただいたことがありました。最近、ちょっと県の予算もいろいろとあると思いますが、阿蘇中側の歩道が、測量はもう2年前にあっているんですけども、これは県の管轄ですけれども、片方歩道なのでちょっと早めに対応して欲しいんですけども、県の管轄ですけど、どうされますか。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 阿蘇中から永田商店にかけての歩道ですけれども、県のほうから、現地に1件私有地があるんですけども、私有地の地権者の了解が、承諾が得られなかった部分もありまして、そこの部分が少し狭くなりますけれども、今年度、28年度には歩道ができるような状況になってくるかと思えます。

○議長（藏原博敏君） 田中弘子君。

○12番（田中弘子君） これは、谷崎議員も一緒だったんですけども、一緒になって話し合いをしまして、少し狭くてもいいからなるべく早く歩道をつくってくださいという約束事をして、2年もかかって、2年以上かな、もう測量は早く終わっていますけれども、今、課長のお話で今年ですね、今年というか、もう事故も起こりましたので、早めの要請をしていたきたいと思います。思っております。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 教育委員会としまして、中学校を建設する段階から歩道が設置される予定であるということで、道路からセットバックして歩道部分の用地につきましては確保しながらお願いをしてきたところであります。やっと話が進みそうになりましたけれども、地権者の了解が得られれば同じ幅で行けるんですが、今回どうしても難しいという状況になりましたので、一部狭くはなりますけれども設置ができる方向になっております。

○議長（藏原博敏君） 田中弘子君。

○12番（田中弘子君） そういうふうになるべく1日でも早くお願いをしていただきたいと思います。思います。

それから、車の流れが多い時間帯の件ですが、これは阿蘇中前、スーパーみやはら、それから浜川千丁線で、数日ではあります午前7時半から8時半までちょっとデータを取りましたけど、30台近くが通過していきます。要因は、通称8m沿いにJAの中央支所、やまび

こ店舗、車両センター及び野菜集荷場がありますので、ちょうど通学時間帯に重なり、一部はちょっと道幅を広げましたけれども、今回の諸般の報告にもありますが、安心・安全はいつもの掛け合いかなと思いますけれども、今回は車の流れを一時も早く災害道路につなげたいと思いました。無理であれば、スーパーみやはら短い横断歩道から浜川の市道の法面の整備をと思いますがいかがですか。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） みやはらから浜川に向かつての道路でございますけれども、確かに朝夕、通勤の方々、それから送迎の車もあります関係上、一番多くなる時間帯ではないかと思っております。子どもたちの安全確保のためにも、その辺の必要性はあると思いますけれども、所管が私のほうではちょっとございませんので、また関係課とご相談をさせていただきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 田中弘子君。

○12番（田中弘子君） 始めはこの企画を、浜川千丁線のスーパーみやはらの短い横断歩道のところから入る予定に、圍場の法面をちょっとコンクリを打っていくと広がるかなというところまでできていたんですけど、その後に災害が起きましたので、そちらのほうにお金を使った方がいいかなという部長との話し合いでしたので、今後悔しておりますけれども、とりあえず1年生は浜川から入って右手のほうはドウダンツツジがずっと植わっておりますけど、あのおきも1年生は右は見えないんですね。それから、車に乗っていても右のほうが見えてこなかったの、あれも警察に行ってからドウダンツツジは低く切りますということですね、お茶摘みが終わった後で保護者で切って、今も続いておりますけれども、それとちょっとこれは失礼かなと思いますが、左のツゲがあるんですけども、あそこがやっぱり前から車の時点でも左がちょっと見えないし、1年生がもうほとんど、右折して浜川のほうに入ってくる車の接触事故とか多く、申し訳ないけど教育課のほうからそのお話ができるのであればお願いしたいんですけど、いかがですか。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 学校のほうでも通学路の危険箇所に対応が必要な部分につきましては、関係する部署に要望等も出しますけれども、今ご質問がありましたみやはらの入口のところですね、浜川から来て横断歩道がありますけれども、そこが民地で民家の所有者の方々の樹木は財産でございますので、なかなか教育委員会のほうで一律にこう切ってくださいというわけにもなかなかいかない部分がございます。一番よろしいのは、私どももそうですけれども、保護者の方々が通学路を確認した際に草が伸びていれば除草したり、あるいはそういう危険箇所があって木が邪魔になるということであれば、地域の方が地域の方にお問い合わせをしながら切っていただくというのが一番理解も進むんじゃないかなと思いますけれども、通学路といいますのが、年によっては登校班等が変わりまして変更する場合もございますので、そういう部分ではやはり学校と連携をしながら各登校班の保護者と一緒をお願いをするといった形が一番よろしいんじゃないかと考えています。

○議長（藏原博敏君） 田中弘子君。

○12 番（田中弘子君） 私も一回、あそこに4時から5時まで立ちましたけれども、あのときの小学校のPTA会長さんとそこを相談しまして、もう教育課のほうには保護者から上がっているかなと思ったので質問を上げてみたんですけど、まだ上がってこないということですね。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 保護者の方からではございません。それぞれ関係する議員さんのほうからお話は聞いているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 田中弘子君。

○12 番（田中弘子君） なかなか周知ということで難しいところはあると思いますけれども、まずはいろんな言葉の行き違いとか、いろいろあると思いますが、そこを、あそこも通学路は、子どもたちが朝通学するときに左を来ているんですよね、横断歩道があるということで。左から来て、帰るときはもちろん右になりますからあれなんですけど、左から来ているから接した車にワッというときがあったんですね。今度通学路、事故があったところの子どもたちが今度はこっちに入ってきて、夕方5時ごろは中学生が入ってきているんですよね。中学生はもう俊敏に避けることができるでしょうけど、やっぱり夕暮れのとかが一番事故が多いときになりますので、その辺の状況をもうちょっと強くお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 通学路が阿蘇市内、合併当時調査しましたところ240kmぐらいありますので、なかなか全部の箇所を教育委員会でするということは難しいところがございます。学校長と、それから保護者の関係者の方々ともう一度ご相談をしながら呼び掛けていきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 田中弘子君。

○12 番（田中弘子君） 一回ちょっとお願いしたときに、中が一本切っていただいたんですね。やっぱり木も太っていきますから、だから今回はPTA会長さんと一緒に見て、やっぱり無理かなと、1年生の高さでは無理かなということがありましたので、極力できるように、ぴしゃっとした和解みたいな感じでできるようにお願いしたいと思います。

それから、次に2の山田小学校の現在の状況です。内牧小学校への転入についてですけども、その前に学年別の人数を教えてください。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 27年の5月段階ですけども、山田小学校につきましては1年生が3名、2年生が6名、3年生が2名、4年生が11名、5年生が8名、6年生が8名ということで、27年度のスタート時点は38名でございます。

○議長（藏原博敏君） 田中弘子君。

○12 番（田中弘子君） この時点で、もう6年生は卒業しますけれども、この中で複式があったんでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 現在、3、4年生、それから5、6年生が複式となります。2クラス16名を超えないといけないということで、16名を超えないクラスは、2クラスは複式ということになっております。

○議長（藏原博敏君） 田中弘子君。

○12番（田中弘子君） この人数では、子どももかわいそうかなと思いますし、いろいろ合併していくと地域が寂れるとか、子どもの声がしないとかというお話もいっぱいありましたが、子どもにとってはやっぱり統合して、人のいっぱい同級生がいるところで遊んだりとか部活をするということによって成長していくと思うんですが、内牧のほうはもう耐震をやりましたので、お考えはありますか。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 山田小学校につきましては、小規模校の良さもあるんですけども、やはりどうしても切磋琢磨したり、あるいは部活動等、子どもたちの好きな部活動もできないような状況もございます。教育委員会としましては、毎年度山田小学校の保護者会のほうに出向いて、先行統合についての保護者の意向の調査をしていただきながら、私ども以前、役犬原の小学校の統合のときに、どうしても大規模校に指定校変更じゃなくて住民票を移してそこにいくような状況が発生しまして、30人台になったような経緯がございますので、やはりそうこにならないように、役員会のほうに出向いて意向調査を毎年行っているところであります。

○議長（藏原博敏君） 田中弘子君。

○12番（田中弘子君） 転入のあれは先延ばしだということになりますけれども、将来旧阿蘇町の統合ですけれども、まず少子化になって児童は減っていきますけれども、あるのか、ないのか、ちょっとお尋ねします。旧阿蘇町の統合があるかないかということです。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 学校規模適正化計画に基づきます統合小学校、今回、10年間の計画の中では阿蘇中、阿蘇北中の統合、それから一の宮中学校校区の統合小学校まで取り組むことができましたけれども、やはり災害ほかいろんな大きな事業が必要になったことから、現在最終的にはもう一つ、阿蘇北中校区の統合小学校というのを、目標はまだ掲げながら、当面文科省のほうで27年度までに全部の学校の耐震補強を先行してやらなくちゃならないということで指示が来ております関係上、27年度に一の宮中の耐震補強まで完了しますと、すべての小中学校の耐震補強が完了することになります。教育環境の整備ができたということで、これからしばらくの期間につきましては学校教育のさらなる充実を進めていきたいということで、電子黒板も導入しました、教育内容をもっと充実させていくというのを当面の方針として努めてまいりたいと。ただし、山田小学校につきましては生徒数が減少し、小規模化が進んでおりますので、先ほどお話ししましたとおり、先行統合の必要性についてまたPTA会のほうにお話をさせていただきながら意向調査を取り組んでいきたいと考えているところであります。

○議長（藏原博敏君） 田中弘子君。

○12 番（田中弘子君） 最後ですけれども、各小学校の生徒数ということで、小学校、中学校、お願いします。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 28 年度 4 月の予定で生徒数をご報告させていただきたいと思っております。一の宮の統合小学校 457 名、それから阿蘇小学校 272 名、阿蘇西小学校 139 名、内牧小学校 281 名、山田小学校 38 名、波野小学校 56 名で、小学校の合計としまして 1,243 名の予定でございます。中学校ですけれども、一の宮中学校 285 名、阿蘇中学校 419 名、波野中学校 29 名、合計 733 名ということで、小中学校の合計としましては 1,976 名でございます。毎年度 40 名から 50 名程度減少している状況でございます。

○議長（藏原博敏君） 田中弘子君。

○12 番（田中弘子君） 時代も変わりまして、私たちの世代は学年が 350 から 360 おりましたけれども、これだけの人口減少、それから少子化になっておりますけれども、子どもたちが夢のある、やっぱり夢に向かって進むような、勉強だけではありませんけれども、子どもたちの夢を追うような教育に、大変ですけれども頑張っしてほしいかなと思います。

これで、私の質問を終わります。

○議長（藏原博敏君） 田中弘子君の一般質問が終わりました。

続きまして、5 番、園田浩文君の一般質問を許します。園田浩文君。

○5 番（園田浩文君） おはようございます。本日 2 番手の質問でございます。通告書に沿いまして質問をさせていただきます。

私も大変体を動かすことが好きでして、昔からスポーツのほうにはいろいろと力を入れていっております。先月ありました熊本城マラソンも、無事に 6,246 番、5 時間 27 分で完走できたところであります。新聞が今日で順位の掲示が終わったみたいですけど、やはり阿蘇市の方の参加を見ても大体 40 人から 50 人ぐらいは熊本城マラソンにも参加をしているんじゃないかなと思っております。また、阿蘇市では相撲ですとか、バレー、バスケット、いろんな競技で全国に行けるような力のある選手も今まで数多く出ていると思います。こういうスポーツに大変関心のある地域であって、今回、ラグビーのワールドカップ 2019 というところで熊本大会の誘致が決定しているようでございます。皆さんもご存知のように、昨年イングランド大会では、五郎丸歩選手ですか、こういう方の活躍で最初は 9 月 19 日のイングランド大会の南アフリカ戦で日本代表がこの優勝候補の南アフリカを破るといったような大波乱から始まりまして、3 勝 1 敗で決勝リーグのほうには上がれませんでしたけれども、このラグビーの人気というのが随分上がってきているなと感じております。今回の 2019 年のワールドカップの日本大会も 9 月 20 日から 11 月 2 日までの 44 日間で日本大会は開かれるようになっております。会場は 12 会場で、札幌から九州の大分、熊本、福岡までの 12 会場が開かれるようになっております。先日、県知事とちょっと話す機会がありましたので、この誘致のことについて少しお話ししたんですけれども、県のほうでも実行委員会を立ち上げられていまして、キャンプ地についてはこれからですよというようなお話もなさっております。

そこで質問に入りたいと思います。今、会場が12会場までということでお話をしましたが、それ以外の全容について説明のほうをお願いしたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 観光課長。

○観光課長（市原 巧君） ただ今のご質問についてお答えをいたします。

大会の全容についてということでございますが、概略につきましては、今、議員がおっしゃられましたとおりで、平成31年の9月から10月ということで開催されます。世界20カ国のナショナルチームが来て大会をという形になっております。12会場のうち予選ということで40試合行われるということでございます。それと、決勝トーナメントが8試合と決まっております。会場につきましては、全国12会場で、熊本におきましても熊本市内の熊本県民総合公園陸上競技場及びKKウィングということで決定されております。今現在、大会組織委員会のほうが発表しております今後の主なスケジュール、概要というものが出ておりますけれども、まだ詳細に出てない部分がありますので、概要という部分でございますが、2016年、今年の夏ごろキャンプ地の候補選定等について詳細が発表されるということでございますので、そういった時期から活発に活動がされてくるのかなという具合に思っておるところでございます。そういったことを受けまして、最終的なキャンプ地の選定については、2017年の冬ごろ決まってくると予定がされております。

それと、今現在ではまだ熊本会場は決定をしておりますが、何試合熊本で行われるか、またどのチームが来るかというのはまだ決まっておりません。そういった組み合わせ抽選につきましては、2016年12月、今年の12月ごろからということでございますので、そこで抽選組み合わせとスケジュールではなっておるようでございますが、あくまでも予定ということでございますので、今年の後半ぐらいからはそういった詳細の全容が決まってくるかという具合に思っておるところでございます。

県のほうも今おっしゃられましたように県の中に国際スポーツ大会の推進室等も設けてございますので、そういったところと連携をしながら、いろんな部分で熊本市内にたくさんのサポーター等もいらっしゃるかと思います。特にラグビーについては、国内も大変ラグビー熱が上がってきておりますし、外国におきましては大変富裕層の方を中心に人気があるということでございますので、観光面においては大きな経済効果があるのではないかと想定しておりますので、大会の全容が決まり次第、早期に対応をしていきたいという具合に思っておるところでございます。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） これはインターネットから引っ張ってきたやつなんですけれども、キャンプの誘致のいくつかの条件がありまして、もちろん宿泊施設ですとか、野外の練習場、体育館、ジム、プール等々の施設の条件等があるんですけれども、割と阿蘇にマッチしているような、その規模が現在あるその施設でキャパとして賄えるかどうかというのは別として、こういうところを見てても、ある程度合致ができるのではないかなと思っておるところでございます。もちろん、財源的なものが一番大事なところだと思いますけれども、まだそこら辺の概略も全然何も出てきてない状況ですか。

○議長（藏原博敏君） 観光課長。

○観光課長（市原 巧君） 議員が今おっしゃられた部分につきましてお答えをいたします。想定という形での要件がつくられておりますが、今言いましたように最終的な概要、要件については今年の夏に向けて詳細が発表されるということでございますので、それを受けての対応ということになるかと思えます。おっしゃられたように、キャンプ地の要件につきましては、大きいところでいきますと、やはり試合会場までの移動時間という部分がありますし、特に外国から来られる選手については宿泊条件という部分がございますので、そういった、今想定される要件の部分では宿泊要件、施設、トレーニング部分といった部分についてはジムとかプールも阿蘇市内にスポーツ施設としてありますので、当然候補地の選定における要件の、詳細は別として、概要の部分は満たす施設があると思っておりますので、詳細がわかれば県あたりと連携しながら対応していきたいという具合には思っておりますが、前回の大会要項あたりを見ますとキャンプ地要件については、ハードルがちょっと非常に高い部分もありますし、費用的な部分も非常にあるかと思っておりますので、そういったところは今後関係機関と協議をしながら取り組みのほうを進めていきたいという具合に思っております。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） この前ちょっとした視察等があったように聞いておりますけれども、その結果は何かわかっておりますか。

○議長（藏原博敏君） 観光課長。

○観光課長（市原 巧君） 私もお話だけで実際の視察には同行しておりませんので詳細のほうは把握しておりませんが、熊本県の観光課のほうからうちのほうの農村公園あびか、それから旧阿蘇町の体育館、アゼリア等の視察に来られたということで話のほうは聞いておりますけれども、具体的な中身とか、視察のときの状況のほうは、ちょっと私のほうでは把握しておりません。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） これは、私の本当の個人的な考えですけれども、やはりトイレあたりが大変和式のトイレが多いということで、誘致で外国の方が来られれば、いろんな社会体育施設のトイレあたりの改修も必要ではないかなと思っておりますけれども、そのあたり、教育課あたりはいかがですか。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） トイレの件も出ましたけれども、1月20日に組織委員会、それから県の観光課のほうから調査にお見えになっております。調査の内容を報告しますと、農村公園あびかでは陸上競技場のフィールドトラック、芝の状況、あと洋式トイレの数、ミーティングルームの有無、それから個別の練習場、放送施設、ロッカールームの数と広さですね、シャワールーム等もあるかどうかを調査をされておりますし、アゼリア21と阿蘇体育館においても、同様に調査を詳細にされているところであります。視察後に誘致に向けた指摘事項というのは特に今回はなかったんですけれども、ただ議員ご指摘のとおり、確かに外国人を受け入れる際には、やはり洋式トイレの数が少ないという部分は見学をされている中で

言葉的には出てきているところであります。今回は5つ、先ほど言われましたホテルと屋外練習場があるか、体育館があるか、ジムがあるか、プールがあるかということで、それぞれ5つの要件を阿蘇市が満たすかどうかということで、そういった内容の調査をされてきているということで、今後具体的に検討されていくんじゃないかなと考えているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） キャンプ地といいますと、もう十数年前に大分県の中津江村でワールドカップのカメルーンの代表が中津江にキャンプ地を張って、未だに少しずつ経済波及効果なるものもあっているようでございます。今回も日本政策投資銀行というところの九州支店の試算では、熊本と大分、福岡3県で開催すればおおよそでも350億円ぐらいの波及効果があるというような見解も出ております。こういうスポーツを通しての地域の活性化という意味では、なかなかこういった一流の選手を側で見れるというような機会も少ないと思いますので、何とかその誘致活動の内容等々がきちんと決まったものが出たら、阿蘇市としても一つは考えてみてどうかと思います。特に財源的なものがもちろん問題にはなってくると思いますけれども、市長、いかがでしょうか。財源的なものの裏付けができた場合、どういったふうに考えるでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 市長。

○市長（佐藤義興君） お答えを申し上げます。

確かにそういう意味では注目すべきことではあると思いますけれども、先ほどの投資銀行のほうからの経済効果が350億円の効果があるということをお伺いしました。でもそれでお客様が来て、やっぱり満足していただくということが前提条件にもなると思いますし、その投資力というものは、よほどこちらのほうから自前でやらなきゃいかんという部分も出てくると思います。また、宿泊の問題にしても、あの人たちの体は一般の体と違いますので、かなり大きいですし、果たしてそのベッドが収容しきれだけのベッドの広さがあるのかどうか。もちろん畳の部屋になってくると、恐らく足が楽々出てきたりと、いろんなそういう問題も出てくると思っておりますし、その対応力が果たしてあるや、いなやということから、まず検討していかなければいけないと思っております。そういうことで、その財政的な裏付けができればそれに越したことはないと思いますけれども、非常にそういう意味ではハードルも高いと思います。でもそういう大会があるということで、もし招致ができなくても、うまくこの観光の有利性を活用しながら、多くの観客というんですか、来ていただくような仕組みと、それから仕掛けもしていきたいということを思っております。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） この大会は、オリンピックの夏季大会とか、サッカーの世界カップの大会に次ぐ三大スポーツ大会と位置づけられているようでもございます。2019年にはハンドボールの世界大会、そしてまた2020年には東京でオリンピックというような大きなスポーツの大会が続きますので、少しでもそのあたりを、外国の方から見れば東京から熊本ま

で飛行機で1時間半ぐらいで来れるところは割と近いような感じで捉えられているところもあるかなというところで、市のほうもそういう大会に備えて、今市長が言われたように観光だとか、そういう観客の方々が少しでも阿蘇に足を運んで少しお金を落としていただけるような、そういう施策でもできたらなと思っております。

最初の質問は、これで終わらせていただきます。

続きまして、小学校部活動の社会体育移行への取り組みについてということで上げております。先日、熊日新聞のほうに小学校の部活動の社会体育への移行を、熊本市のほうは断念をして現在の形の内容を少し変えて存続するというようなのが新聞に載っておりました。内容を見てみますと、大変先生方の負担も大きいというようなところが一番の課題になっているようではございますけれども、阿蘇市のほうもこういう国・県の施策に則って社会体育への移行を考えていらっしゃると思いますが、現在の部活動の人数等々がわかれば教えていただきたいと思えます。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） ただ今のご質問にお答えさせていただきたいと思えます。

現在の小学校の部活動ということでございますが、運動部の部活動につきましては6種目ございます。ソフトボール、サッカー、バスケットボール、バレーボール、バドミントン、陸上、それから総合スポーツということでソフトやサッカー、バドミントンを1年のうちに2種類、3種類と体験するというので、人数につきましては528名でございます。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 6種目ということですけど、先生が携わられているような先生が大体何名ぐらいいらっしゃいますか。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 小学校で約20名、中学校の資料がございませんけれども、申し訳ございません。小学校だけで一応20名ぐらいいらっしゃいます。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 小学校あたりに社会体育のほうから指導に来られている部活動もあると思えますけれども、そういった外部からのコーチというのは現在は大体何名ぐらいいらっしゃいますか。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 外部指導者につきましては、内牧小学校がバスケットボールのほうに3名、スポーツ部だけでよろしいですね。それから中学校ですけども、男子バスケットボール、一の宮中学校に2名、女子バスケットボールに2名、それから剣道1名、女子ソフトボール1名。それから阿蘇中学校ですけども、サッカー1名、バスケットボール2名、ソフトボール1名、相撲1名。以上でございます。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 小学校の部活動、社会体育のほうに移行するというお話はもう去年あたりから出ていると思えますけれども、保護者の周知あたりは、総会あたりで何か周知を

されていますか。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） まだ具体的に保護者の周知徹底まではしていません。まず学校のほうに学校長を通じて、今後3年間で社会体育に移行していくということで、すみません、保護者へも周知はしております、申し訳ありません。社会体育への移行が可能な部活動から進めていくということにしておりますけれども、なかなかスポーツをしている方々の指導者になり得る人材というのが非常に限られておりますので、今後人材育成として、まず教育委員会のほうではスポーツ指導者になり得る人材を人材バンクとして登録をしていただきながら、そういう取り組みを28年度から進めて、それから各校区に何名の、どういう種目の指導者の方々がいらっしゃるかどうかを把握した上で検討を進めていきたいと考えております。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 熊本市あたりは、先生方も時間に応じて2,700円から1,350円ぐらいの手当が支給されているようでございます。本当に先生方が部活動というと、私たちもずっと親として経験してきていますけど、土日はないし、本当に家庭を持たれている先生方には大変な負担になっているのではないかなと思っておりますけれども、阿蘇市においてもこういう手当関係というのは出されているんですか。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 手当については、出ていますけれども、熊本市と同額ではないと思います。ちょっと今現在把握しておりませんので、後日またご報告をさせていただきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 先生になって子どもとこうやって交わって、部活動ももちろんやりたいというところで先生になられる方も中にはいらっしゃると思います。もちろん勉強が第一ですけども、そういう指導だとか、人間の育成に携わりたいと思って教員になられる方もたくさんいるのではないかなと思っております。阿蘇市においても、体育協会というのが一番大きな母体かなと思っておりますけれども、今後受け入れの体制ですか、それとか今後の阿蘇市の方向性といいますか、そういうところをちょっと説明をお願いします。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 小学校の部活動につきましては、社会体育へ移行するということが熊本県教育委員会のほうから方向性が示されましたので、熊本市を除くすべての市町村では、社会体育課へのそれぞれ検討を進めていくこととなります。阿蘇市の教育委員会としましても、体育協会の方々を中心に協力をお願いしていきたいと考えておりますけれども、具体的には4月から、28年度からそういう児童生徒のスポーツ環境整備委員会等を設置しながら、体育協会、各種競技団体、火の山スポーツクラブ、学校、それからPTAの方々にもご参加をいただきながら具体的に検討を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） ゴルフもプロの腕前みたいに、教育部長、いかがでしょうか。小学校、部活動の移行については、お考えをお聞かせください。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（園田羊一君） 突然のことで、ご回答申し上げたいと思いますが、まず指導者の確保が大変厳しいと考えておるところでございますが、その中で小学校の部活動時間につきましては、皆さん既に仕事をしている方ばかりでございますので、その指導者を確保するためには、まず自営業の方でありますとか、私たちもう退職しますけれども、時間的に余裕のある方、そういう方がその対象になるかと思っております。先生方についても、先ほど議員さんがおっしゃいましたように、部活動、それから土曜、日曜の活動と、自分の時間もないような中で、先生方については社会体育への移行についてあんまり望まれてないという先生方もいらっしゃるかと思っております。私的には、児童、特に低学年につきましては、やはり身体能力を高めるためにも、小さいときは多くのスポーツを体験していただいて、将来的には専門的な道に進む方であればクラブ等に入っただいて活動していただくというのが望ましいんじゃないかと個人的には考えているところでございます。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） ありがとうございます。先生が部活動に携わるというのは、全国を見ても大変珍しいようになってきているかと思っております。私たちの小さいときは、先生から部活動を教えてもらうのは当たり前かと思っていて大きくなってきたわけですが、現在のその日本の、その中の熊本の今の状態というのは、教育長、どんな感じでございますか。

○議長（藏原博敏君） 教育長。

○教育長（阿南誠一郎君） 部活動の現状ということですが、中学校はどの県も部活動が非常に盛んでございますが、小学校でこれほど部活動をやっているのは、熊本県のほかにはあまり聞いたことがございません。非常に珍しいとは聞いております。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 社会体育に移行すると、なかなかその勝ち負けに特化するのか、人間を育てるほうに力を入れるのかというのが、普通のやはり先生以外の外部コーチあたりが来られたときに、どっちに力を入れるかというところで、保護者ともいろんな調整が必要だと思います。そういうところは、教育長、いかがお考えですか。

○議長（藏原博敏君） 教育長。

○教育長（阿南誠一郎君） 部活動のあり方ですが、熊本県では私は教育になる前、40年代にやっぱりこの問題があって、一時社会体育に小中学校全部社会体育に移行いたしました。ところがやはり、今、園田議員が言われたように、指導者の中には、勝利至上主義で、指導の厳しさとか、中には事故も起こって、たしか柔道部で死亡者が出て、やはり外部の指導者だけに任せたらこれはやっぱり弊害が多いということで、また部活動に返

したというような流れがありますので、その流れの中で子どもたちをどのようにして健全に育てていくかというのは、まずそれを基本にしっかり考えて、小学校は特に一つのスポーツに限定するのじゃなくて、先ほど園田部長が言われたように、いろんなスポーツを楽しんで、そして興味を持って、その中から自分で中学高校になってスポーツを選ぶというようなあり方が私もいいんじゃないかと。ですから、阿蘇市のこの社会体育移行に関しましては、そのあたりをしっかりと議論をして、団体の関係者、PTA、それから学校関係者等が話し合いをして、阿蘇市の今後の部活動、社会体育をどういうふうにするかということをしっかり考えながら、そういう楽しむクラブ、それからまた別には、もうちょっと上のレベルを目指したいというひょっとしたら子どももいるかもしれませんので、そういう種目もできたらいくつかつくって、そこにはきちんとした指導者をきちんと配置して、健全な社会体育ができるような形が取れるところからできたらいいなと私個人的には考えております。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） ありがとうございます。教育長もテニスにかけては、もうぶりぶり昔は言わせていた、大変阿蘇でも熊本県でも名の知れたテニスプレーヤーであったと聞いておりますので、また数年後に指導者としてでも参加していただければ助かると思います。これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君の一般質問が終わりました。

お諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは、暫時休憩をいたします。11時10分から再開いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（藏原博敏君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

19番、井手明廣君の一般質問を許します。

井手明廣君。

○19番（井手明廣君） 通告によりまして、一般質問をいたします。

1点目におきましては、林道手野線ですね、通称グリーンロードといいますけれども、そこについての管理、作業管理はどこが行っているかというようなことと、それと管理の作業委託料等々についてお尋ねしたいと思っております。この道路は、非常に牧野関係におきましては大変便利のいい道路でございまして、かなりの人が通って、日夜通行されております。産山、また小国等々においても、阿蘇に下ってきたり、または帰られたりする道路として大変利用されております。今申し上げましたように、どの方がこの管理をされているのか。また、林道手野線の委託料というのが300何十万円いつも出ております。この中の一部と思っておりますが、どれだけの金額で委託されているのか、お願いをいたします。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） それでは、お答えします。手野林道につきましてですが、これ

につきましては昭和 61 年から平成 5 年に整備され、延長 2,439m でございます。これにつきましては、管理ということで当初 25 年度までは農地・水のほうで地元の地域おこし団体、手野名水会のほうが作業を行っておりましたが、平成 26 年度から事業の適性化、林道ということで市の予算の中の委託料で組んでおります。作業の内容につきましては、沿線上の雑草木の処理、あるいは樹木が路線にかかる分の樹木の伐採ということで年に 2 回作業をしておりますが、平成 27 年度からやっぱり落ち葉がかなり多くて、滑って交通上支障があるとか、排水溝に詰まってちょっと安全上いけないということで、2 階のそういう排水溝のさらい、あるいは落ち葉等の撤去等について、同じく手野名水会のほうに作業をお願いしております。委託料につきましては、今言う雑草木の処理とかいう部分については、45 万 2,000 円でございます。それから、昨年度からの落ち葉の撤去、側溝のさらい等につきましては 23 万 5,200 円ということでお願いをしております。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19 番（井手明廣君） わかりました。そういうことで、年に 2 回作業をされております。非常にきれいになって、道路わきには桜の木がずっと植えてあります。そういうことで、もう去年も何年前からか桜が徐々に咲いて、グリーンロードが非常に整備されてきております。

そこで、去年の暮れぐらいからですかね、手野の名水から下、通称わくど石もありますけれども、あの間が非常にきれいになって、谷のほうが全部伐採されてきれいになってきておるわけですが、課長も見にかれたと思っておりますが、あそこは誰があれをされているのか、市が委託されて作業をされているのか、お尋ねをいたします。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） 今、市議が言われました手野名水からわくど石の間の伐採の部分については、これは NPO 法人のふるさと創生が国の事業で森林山村多面的機能発揮対策交付金事業という事業で 25 年から 27 年の部分で里山の景観事業ということでされました。そういう形で、市議が言われる部分については、当初は竹が生えて、雑木が生えていたんですが、それを撤去されたということで、ちょっと見通しもよく、少し危ないような景観が解消されたという部分になっております。事業があの部分については昨年の 8 月ごろやったと聞いております。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19 番（井手明廣君） そこで、非常にありがたいことで、きれいになっておりますけれども、谷が非常にあそこは深いわけですね。そういう流れで、非常に危険性があるというようなことで、手野の名水から上はガードレールがずっとしてありますけれども、あの間を距離的には 200m ぐらいあるかなと、測ってはおりませんが、その間に一つガードレールの設置はできないかと。今、非常に事故等も多くなりまして、事故が起こってからでは間に合いませんので、できますならばガードレールの設置はできないかということをお聞きしたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） 手野名水の水汲みをされる方が非常に多くて、市としても安全

確保に努めたいと思っております。お気づきかと思いますが、水の汲み場の下のほうに、すぐ下のほうですけれども、昨年総務課のほうの交通安全対策の特別交付金を活用しまして46m程度ガードレールを設置しました。そういったことで随時やっております。そういう形で、昨年間伐、全伐をしたことによって、ガードレールの必要が出てくるということで、私も現場を見て必要性を感じました。感覚的に桜の木が植えてありますけれども、やはりガードレール設置は必要であろうと思っておりますので、これまでどおり総務課のほうと協議をさせていただいて、計画の中でやっていきたいと。今のところ、どうしてもということであればロープでもして緊急的な措置はやりたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19番（井手明廣君） 今、課長が言われましたように、ぜひ安全を第一に考えた場合、真下を見ればちょっと怖いような深い谷でございますので、できますならば早急にロープでも張る。また、将来的にはガードレールの設置をお願いしたいと思っております。以上です。

では、続きまして2番目の一の宮小中学校の通学についてということをお尋ねいたします。

1点目にスクールバスの通学ということでございます。お手元に気を利かせていただきまして、教育課長のほうからこのスクールバスの路線図というのがお配りをされているかと思っております。まず、この北といいますか、中通古城の路線バスの路線図、スクールバスの路線図を見てみますと、下西河原から古城2区までということで、この人数が約30名ぐらいおられます。生徒数がですね。これは、年々生徒数は変わっていくと思っておりますが、スタートはどこから始まりますか。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） ただ今のご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。スタートは、すべて、今、一の宮中学校の前のスクールバスの車庫を建設中でございますが、そこがスタート地点で、3コースともまた車庫に戻ってくるというような形になります。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19番（井手明廣君） 私の質問がちょっと悪うございました。スタートは、当然スクールバスの車庫からだろうと思っております。今言いましたように、中通古城の地区があります。ここに7カ所か、この7カ所のスタートは古城ですか、下西河原のほうからかということをお尋ねをいたしております。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 申し訳ございません。学校のこのスクールバスの運行管理につきましては、学校長に最終的には管理を委託します関係上、私どもが今考えておりますのは左回りですけれども、下西河原から片隅、古城。ちょっとコースをご説明させていただきたいと思っております。まず、全国的に遠距離通学としましては、小学校では4km以上を対象、それから中学校については6km以上の生徒を対象としてスクールバスの運行をしております。一の宮小学校につきましては、統合により通学条件が変更されるということから、緩和措置としまして3kmを目安に一の宮小学校校区の保護者、それから先生、それから関係者による統合準備委員会の通学部会で話し合いを重ねております。そして、その概ね3kmのスクールバ

スの対応の範囲と、徒歩通学区域の協議を行っているところであります。一の宮小学校校区内で均等が図られ、各保護者が納得いただけるような案ということで、現在お手元に配布しておりますようなスクールバスのコース、それから3 km以内の範囲というのを検討し、ほぼ了承されているところであります。

コースのほうからご説明させていただきたいと思います。まず、こちらの図面の1枚目でございますが、上の青いコースが1コースでございます。下西河原が3名、片隅が5名、古城6区が8名、古城5区の2が1名、古城5区の1が3名、古城3区が3名、古城2区が7名で、合計30名で1台、こちらは中型バスで予定しております。中型バス、運転手を入れて45名乗りでございます。それから、緑の青いコースがございますけれども、こちら2コース目が坂梨から古神1区、3区の路線でございます。一応マイクロバス乗車予定定員が29名ということで、最初の登校時のみ滝室坂の坂の上、こちらのほうで小学校1名と中学生1名が乗車予定でございます。それから、その後、坂梨の国道265号線沿いにございます分譲住宅の地域でございますが、こちらで1名乗車、それから古神1区で4名乗車、それから古神3区が一番対象人員が多くて41名でございますので、41名の中で16名が先に乗車するという形で、23名乗車予定でございます。3コースは黄色で表示してはいますが、統合小学校から古神3区までの往復になりますけれども、先ほど古神3区41名いらっしゃる中での16名が先に乗られるということで、残り25名が乗車予定ということで、3コースを予定しているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19番（井手明廣君） コースについては、よくわかりました。

そこで、この乗り降りする場所ですね、この選定は課長が申されましたように、いろいろ行って、学校とかいろいろな中で検討されて、この場所を決められたということでございますけれども、この中で一番問題は、やはり乗り降りする場所の一番重要性というのはやはり安全なところ、場所の広いところ、そういうところを、以前も質問しましたけれども、やはり道が狭い、曲がったところなんかは止めて乗せると、非常に朝、夕はラッシュでございますけれども、そういうところでもありますので、ぜひひとつ、このバスを止めるところは安全な場所、そして広い場所をぜひお願いしたいと思っておりますが、今のこの中で、特に宮地のほうは古神3区、古神1区等々においては大体場所はわかっておりますが、下6カ所、7カ所の位置を一応教えていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 下西河原、片隅、古城5区、6区につきましては、この幹線の中に路肩の広い部分を一応選定して、スクールバスが止まる位置ということで、保護者会のほうでその位置を選定してきているところであります。場所については、ちょっと言葉では難しいということで、また詳細には後日お答えをさせていただきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19番（井手明廣君） わかりました。学校関係、PTA関係、それぞれで、やはりこの場所は設定されたと思っております。

そこで、私が一番心配しておるのが、古城1区ですね、ここに1人生徒がおる分けですね、話を聞いてみれば。その1人が古城2区のところまで行くのか、あるいはもう直接学校に行くのかと、今迷っておるわけですね。できますならば、今まで古城小学校まで行くのにも3分の1もかからんということで、この古城2区、斜めの中に入りたい。逆に下ってから乗っていきたいという気持ちもあるわけですね。そこら辺に私は、先ほどからこれはPTA、学校関係で、地域の方々と話し合われてこういう止まる場所を決めたと思っておりますが、バス停をですね。私は、できるならば古城2区の公民館、先日素晴らしい公民館ができております。あそこは非常に場所も広いわけです。あそこにちょっと変えていただいたならどうかなと思っておりますが、そこら辺は非常に難しいと思います。そういう流れで、古城1区に、鬼塚は別としまして、1区に1名離れたところにおるわけですね。その検討はいかがでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） バス停につきましては、十分議員さんのご意見、また学校のほうにも伝えて、安全確保に取り組んでいただきたいと思っております。

ほかに2区と3区の、申し訳ございませんがバス停につきましては、基盤整備の四叉路になると思います。今ご質問がありました古城2区のすぐ下のほうですね、古城1区につきましては、ちょうど3kmが集落の中を、3kmに入るエリアと入らないエリアがございますので、そういうところにつきましては、今、登校班が全部歩いていくということであれば歩いていけるという判断になるんでしょうけれども、お一人ということで、逆に古神2区の方々と一緒に行かにかいかんということであればスクールバスの対応になるかと思っております。その辺も含めまして、個別のケースにつきましてはそういう3kmのちょうど境界の方々ですね、そこは明確に線引きができませんので、登校班ごとに学校長のほうで対応を検討していただくということで、今議員さんがおっしゃられるように1人しかいないということであれば隣の登校班ですから、古城2区の登校班と一緒にいくということであればバスに乗車していただくという形になるかと思っております。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19番（井手明廣君） わかりました。できれば一緒にバスで行きたいという気持ちを持っております。そういう中で、ここまで来ればまた若干下のほうに下っていかなくてはいけないということがございますし、この古城2区の斜めの集合場所は私も現地を見ましたけれども、圃場整備の中の少し広いところですね、これは。家も近くに1軒あるけど、もうほとんどの家も、この集落内の方も上のほうがいいばいと、上のほうに、2区の公民館の前のほうが近くていいばいと、あれまで歩いていくと、かなり雨降りなんか遠いばいとということで申されております。そこら辺は今後の課題として、先ほど言いましたように生徒は年々変わってきます、人数が。そこら辺は、また今後検討していただきたいと思っております。中学生は自転車で行くと、小学生は小さい子どもも歩いていかにかいかんということで、矛盾しておるような気もしますけれども、これは昔からの流れでありますので仕方ないと思っております。

それから、乗り合いタクシーについては、どこどこが今現在されているのか、お尋ねをいたします。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 乗り合いタクシーの通学ということで、現在スクールバスの代わりにタクシー利用で送迎をしているところが萩の草地域が1台、それから下西河原から片隅地域が1台ということで、合計2台、今運行しているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19番（井手明廣君） はい、わかりました。今度は片隅は中型バスで回るということで、ようございますね。わかりました。

続きまして、今度は小学校が統合いたしまして、それぞれの指定された通学路というのがあると思います。その辺が一番問題になってきますけれども、やはり安全面を一番に考えた場合、今非常に全国的にも朝の登校中に車が突っ込んだとか、あらゆる面がありますので、これを多くは聞きませんが、学校関係の問題だろうと思いますが、しっかりとした指定場所を選定していただきたい。そして、安全面と、歩道がついた場所を選定していただきたいと思っております。その辺は、学校のほうにもお伝えを願いたいと思っておりますがいかがですか。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 特に通学路につきましては、どこの学校もそうなんですけれども、3月末に教職員と、それから地区の保護者の方々が通学路をどう取っていくかというのを、次年度の通学路を決めていくということで、今年もそれぞれ古城校区、坂梨校区、宮地校区も先生方と保護者の方が回っておられます。お手元に配っております2枚目のほうなんですけれども、こちらに表示しております真ん中の中央の黄色い部分が概ね3kmの範囲で、歩いていく範囲ということになりますけれども、この中で、例えば塩塚であれば青色、北2区であれば赤色とか、すべての通学路の表示は非常に難しい分がございますので、概ね今予想される路線を色分けしながら記載しているところでございます。それぞれ通学路につきましては、もう3月のうちにすべての登校班ごとに保護者と、子どもたちも一緒に歩いて確認をしているのを見掛けております。非常に今後は、特に宮地の中を通学する子どもたちが多いということで、ご理解とご協力をお願いしていきたいと考えております。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19番（井手明廣君） はい、わかりました。今、課長が言われましたように、小学校がかなり宮地の場合は下に下りますので、その辺の道路をしっかりと安心・安全な通学路として選定していただきたいと思っております。

それから、最後になりますが、指定された送り迎えの乗り降りの場所ですね。学校、先ほどはスクールバスの乗り降り場所をお尋ねしましたけれども、今度は学校の指定された乗り降り場所、今まで市役所の中とか、ああいうところでされておりましたが、今度は学校の整備もかなりされましたので、どこどこが乗り降りの指定場所になりますか。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 送迎の場所ということでお答えをさせていただきたいと思いません。

3枚目の図面をご覧いただきたいと思います。こちらで、右側のまず中学校のほうからご説明をさせていただきたいと思います。現在は、市役所のほうも駐車場を使わせていただいておりますが、4月1日からはこちらの新しいグラウンドができました。新しいグラウンドのほうに駐車場と屋外トイレができておりますけれども、そちらが約50台ほど駐車スペースがございます。そちらの北エリアの乗降場所ということで、中学校につきましては1カ所指定をしているところでございます。

それから、南のエリアの乗降場所ということで、新しいグラウンドの手前ほうから左に曲がって、今住宅が一部ございます、ゲートボール場等もありますけれども、そのあたりで乗降していただいて、ぐるっとUターンをしていただくような形で、この2カ所が中学校のほうで利用していただく形になるかと思えます。小学校につきましては、この2カ所プラススクールバスの車庫のエリアですね、こちら30台、40台駐車スペースができるようになりますので、小学校につきましてはこちらの車庫のエリアも含めて送迎した場合は3カ所で乗降していただくというような形で現在のところ考えているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19番（井手明廣君） わざわざ立派な地図をつくっていただきまして、はっきりわかります。スクールバスのエリアで、車庫の前で乗り降りを小学生のみがするということであります。非常にどこでも下ろせば、非常に朝混雑をしておりますので、危険性もあるということで、雨が降るときなんかは後ろも前も見えんで下ろしたり、乗せたりしますので、その辺はしっかりやはり学校のほうにお伝えを願いたいと思います。

以上で2点目は終わります。ありがとうございました。

では、3点目に入ります。小嵐山から8m道路までの拡幅ということで、これは市道池田小嵐山線とか、市道池田赤溝線という名前前で地図に載っておるといようなことでございますが、以前これは質問をさせていただきました。なかなか行政のほうも古墳があるからだめですよという答弁でございましたが、先日、県のほうにお尋ねをいたしまして、県の教育庁の文化課の3名の課長さんやら、課長補佐さんにお尋ねをいたしました。古墳に触らないなら拡幅はようございますということでご答弁をいただきました。できますならば、やはりこの地図も皆様方に配っておるといいますけれども、非常に前が見えない、古墳の陰で南側も見えない、ましてや南側から北側も見えないということで、ここを何とか広くしていただけないかということで今回2回目に質問をするわけでございますが、その辺の市の考えはどのように考えを持っておられるか、お尋ねをいたします。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） ただ今のご質問でございます。市道池田小嵐山線につきましては、当初幹線道路の支線の計画で池田赤溝線とともに幹線道路計画、支線の中で整備ができないかということで検討いたしておりました。ただ、議員が言われましたように非常に古墳群があるということで、当時県の文化課あたりとも協議しましたが、全面的な改良について

は難しいのではないかとということで、現在のところ、池田赤溝線を整備しているところです。ただ、確かに議員が言われますように現在の古墳のところが見通しが悪いところがございまして、今後あそこについての視距改良なりは当然必要ではないかと思っております。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19番（井手明廣君） お手元に配っておる、ちょっと黒くて見にくいと思いますけれども、古墳の上を車が若干上って通行してあるということでもあります。先日、見にいきました。そういう中で、こっちの下から上れば右側ですね、上から下れば左側、用水路の側溝が入っておりますけれども、そちらのほうを広めれば大変見通しもよくなるということも思っております。それと同時に、今2点目に質問しましたように、今度のスクールバスの路線にも入っております、この道は、下西河原から片隅に行く路線にも入っておりますので、ぜひこれを広めていただきたい。そして、やはり私はこの次の2点目にもありますように、阿蘇市の一の宮を見た場合、外周がずっと回るコースができるわけです。9月に一般質問しましたように、県道213号線、これは内牧坂梨線ですね、これも31年ぐらいの目途には手野から北坂下まではできるという答弁もいただいております。そういう流れで、相当上に行けば265号線ですかね、あれから箱石のほうに上ると。あれからまた農免道路でアゼリアのほうに回っていけば、それからまた上から北のほうにいけば、当然赤溝線につながって小嵐山さん回るといようなことで、一の宮の外周コースができると、非常にそういう道をつくれれば大変日頃の皆さん方が便利がよくなる、そして観光面もよくなればと私は思っております。その辺はいかがでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） 確かにあの路線につきましては、県道内牧坂梨線及び現在整備中の池田赤溝線とを接続する非常に重要な路線だと思っております。確かに現在の状況としまして、古墳の中を車が通っているような状況もございまして、議員が言われましたように古墳の反対側のほうに拡幅ができないか。全線改良につきましては、先ほど言いました理由でなかなか難しい部分もございまして、今後、池田赤溝線の進捗を見ながら、あちらの事業が大体用地がまとまれば来年度で終わるようになっておりますので、それ以降につきましては、ポイント的にでも先ほど言われました古墳の部分ですとか、一部ちょっと水が溜まって非常に通りにくい部分とかもありますので、そういう部分は要所、要所、今後改良に向けて検討していきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19番（井手明廣君） よか答弁をいただきまして、ぜひこの小嵐山までの道路を、これは当然何年かかるかわかりませんがお願いをしたいと思います。非常に8m道路から宮地内牧線までは、お陰をまちまして今着々と工事が進んでおります。非常に市民の方々から喜ばれて、ようになったということでお褒めをいただいております。やはり道路が車にとってが一番でございますので、ぜひお願いをしておきたい。

それともう1点付け加えたいのは、この小嵐山までの道路の横に用水路がございまして。先日、土地改良に行ってお願いを申し上げておきました土地改良も、理事会の中で29年度以降

にこの用水路の敷設替えをやりたいと、決定をいたしておるといふようなこととございまして、ぜひひとつ平行にやっただけで大分、市もよくなるし、土地改良もよくなると思ひます。その辺はいかがでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） あそこの用水路につきましては、土地改良のほうで整備をされると聞いております。タイミングが合えば、それに合わせてできれば一番よろしいんですが、できなくても一応先行して敷設替えをしながら、またあとそれを移動するということも工事の中では可能ですので、その辺りは土地改良のほうとも協議をしながら併せていきたいと思ひております。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19番（井手明廣君） はい、ありがとうございます。そこら辺は土地改良と十分お話をされて、そしてできるなら一緒にやってもらおうと、土地改良のほうも29年度以降ということとを言われております。ぜひお願いをしておきたいと思ひます。

最後になります、4番目のいこいの村の今後についてということをお尋ねしたいと思ひます。昨日からいろいろ採決なり、いろいろ採って、早期にあそこを始めてくれというような意見もありました。なかなか今、いろいろ見てみますと、なかなか早急に始められないのではないかと思ひております。施設も老朽化してありますし、またボイラー関係も改修しなくてはならない。それと同時に、なかなか市との協議も契約どおりに行っていないということとをございまして、今後どうなるのか、私は大変心配をいたしてあります。市は賃借料として1,000万円を年にいただいておりますけれども、やはり市が負担をいただいている以上は、市は改修をしていかなければいけない。それが当たり前のこととありますし、そしてまた構造図がないということと、非常に先にどうなるのかということとを思ひてありますが、今後どのような計画であそこを再開されるのか、お尋ねをしたいと思ひます。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） ただ今の阿蘇いこいの村の今後についてのご質問とをございまして、施設本体の再開につきましては、利用者の安全確保といったものが最重要課題とをございまして、そういった課題を解消するためには、修繕といったものが必要になってまいります。施設の老朽化に伴います修繕につきましては、募集時の説明とをございまして、契約書の中で移譲先の阿蘇アグリスクエアの負担とすることになってございまして、これまで全員協議会とをございまして、本議会の中でも阿蘇アグリスクエアが改修するということとを説明をしてまいりました。現状では、建物の増改築等に必要の構造図が見あたらない状況とをございまして、行政にもそういったこととを責任があるということとを思ひてございまして、そういった中で事業所だけで改修をさせることにつきましては、非常に厳しい状況であるということとを認識をいたしてございまして、現在、阿蘇アグリスクエアと締結してあります基本協定、それから賃貸借契約に定めのない事項につきましては、契約状況に基づきまして協議申入書が市のほうに提出されてあります。そちらのほうの21条協議という条項の中で、現在協議を進めてまいっている状況とをございまして。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19番（井手明廣君） いこいの村については、議員も執行部も大変頭を痛めていると思っております。先々どうなるのか、これ大変心配をしております。21条を今言われましたように、いろいろまた甲乙が協議をした上で解決するものとなるわけでございますけれども、やはり互いの言い分が今度はまた活発になってきはせんかなと思っております。その辺は、アグリのほうも非常に、新聞にも載っておりましたけれども、資金は調達したかなかなかあの施設をどうのこうのというのは非常に難しくなってきたと私は思っております。市が解体するのか、どうするのか。市長さんの意見を一言だけお願いをしたい。

○議長（藏原博敏君） 市長。

○市長（佐藤義興君） いこいの村の今のご質問についてお答えをさせていただきますと、今まで何回も全員協議会で、その実態というのを説明させていただいたと思いますし、かつ議員さんのほうからもいろんなご意見をいただきながら、それについては私どもはお答えをさせていただきました。結論的には図面がないということと、やっぱり地代をいただいている以上はこちらが持ち主になっておりますので、その改修とか、そういうことはきちっとするというのが、これは社会的通念だと思っております。そんなことをやってしまいますと、図面のほうにしてもなかなか当時の図面がないということで、新たに設計事務所さんのほうに依頼をしても、そこだけについては責任は持てませんと、受けることはできませんという話もあります。イコール、それは何かが起こったときは、その引いた図面屋さんが責任を持たなきゃいかんということもあるようでございますし、そんなことをすったもんだいろんなことをやっておっても、結局前に進まないし、せっかくのああいう素晴らしい土地もありますから、有効利用を早くすべきだと思っております。そうしますと、昨日の議員さんの中から出された発議の中でも、早くあのいこいの村については何らかの形で一つ進めてほしいということと、イコールその文面の中であの施設自体をまず活用してやるようにと、そこについて賛否が分かれたと思っておりますけれども、そんな中で契約事項の中においても、今のアグリスクエアさんのほうと色々な意味で相談をし、事業計画について進めることができるということも書いてあります。これは法的にもそのようなことで解釈は可能であるということでもありますので、せっかくそういう6次産業化、特に農業の6次産業化ということで、阿蘇の特産とすべきいろんな農産物も、今度新しい施設の中でそれを活用できると思えますし、また違う意味の地域の活性化イコール雇用イコール観光にもつながる、そんなことにもなると思えますから、それはそれで進めていったほうがいいのではないだろうか。その課題の問題等については、今検討委員会から以前からありますので、その副市長を委員長にしてやっておりますので、そこでいろんな方向性を打ち出していくということが一番いいのではないかなということは今現在は考えておるところでございます。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君。

○19番（井手明廣君） 時間が着ましたので終わります。非常に議員、あるいは執行部、アグリも同じだと思いますが、頭を痛める問題であります。仙酔峡のロープウェイと同じような気がするわけでございます。どうか一つ、円満な解決をされるように私は望んで、一般質

問を終わります。

○議長（藏原博敏君） 井手明廣君の一般質問が終わりました。

お諮りいたします。午前中あと6分程度ございますが、午前中の会議をこの辺でとどめたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは、午後1時から午後の部を再開いたします。

午前11時53分 休憩

午後0時58分 再開

○議長（藏原博敏君） それでは、休憩前に引き続き午後の会議を開きます。

10番、大倉幸也君の一般質問を許します。

10番、大倉幸也君。

○10番（大倉幸也君） 通告に従いまして、一般質問を行いたいと思います。昨日からいこいの村の問題が立て続けに、今日も4人ぐらい予定されております。いろいろ聞きますけれども、正確にお答えいただきたいと思います。

まずはじめに、平成25年8月にアグリスクエアが公募により選ばれまして、9月に契約が締結され、10月営業開始、そして事故発生等を受けて、翌年営業休止ということで現在に至っております。民間活力の導入ということで、今後大規模改修が予定されるので民間の活力を導入したということで選ばれたんですけども、そのとき三社の応募がありまして、プレゼンが行われましたが、その決定された理由をお尋ねいたします。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） ただ今のご質問でございます。当時の募集要項に則りまして、選定基準に基づきまして関係書類を用いまして審査を行ってございます。まず、審査におきましては第1次審査といたしまして、関係書類の内容のチェック、それから2次審査といたしまして応募事業者によるプレゼンテーション、それからヒアリング等の審査を経て、最終的に専門家でございます選定委員の審査の中で三社応募がございましたけれども、それぞれの点数を用いまして、最高得点者ということで阿蘇アグリスクエアさんに決定したということでございます。

○議長（藏原博敏君） 執行と質問者に申し上げます。大事な質疑応答ですので、マイクを近づけて、はっきりとこちらに記録できるようにご発言をお願いします。

大倉幸也君。

○10番（大倉幸也君） その選定委員の人が選んだということですけども、今聞いたのは、その理由ですね、どこがよかったか、そういうところの報告はあっておりますでしょうか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） ただ今のご質問でございます。選定委員さんの審査を経まして、阿蘇いこいの村民間活用検討委員会のほうから平成25年7月に市長に対しまして答申を行っていただいております。それに基づきまして、先ほど申しました応募なされた三社

のそれぞれの点数あたりも答申内容のほうに揭示されておまして、それぞれの項目に沿った形の採点方法を用いまして答申をいただいているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10番（大倉幸也君） どこがよかったのかと聞いたんですけれども、選定委員の人たちはどういう人がなられておったか。また、何名ぐらいで構成されていたか。そして、市から報酬を受けて業務をなされたと聞いておりますけれども、その点は間違いありませんか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） ただ今のご質問でございます。阿蘇いこいの村選定委員会でございますけれども、選定委員さん、それぞれ専門家の方々でございますけれども、国家資格を持った公認会計士、それから中小企業診断士、それから観光関連に精通された民間の方ということで、総勢4名の選定委員さんということで、検討委員会のほうからご推薦をいただいて選定委員という形でお引き受けしていただいております。

選定委員に対する報酬でございますけれども、こちらのほうも阿蘇市の非常勤職員の規定に基づきまして報酬をお支払いしているような状況でございます。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10番（大倉幸也君） わかりました。その選定委員の人たちも、大変報酬をいただいて責任を持って選んだということによろしいかと思えます。資金不足の理由でいろいろボイラーの修理もままならないと、配管の修理もままならないということで現在に至っておりますけれども、契約書とかそういう8条とか9条、契約書の、建物のしおり等の記載ですね、覚書、そういうところにも書いてあります。借り主が行うということで書いてありますけれども、そういうところの経過報告ですね、市が修理を行っている26年の11月に市の修繕工事分5カ所ですね、そこがまだ終わらないうちにこういう事故が発生しておるということで、そういうところの報告とか、市がそこで把握していたか、そういうところはどうなっていますでしょうか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） ただ今のご質問でございます。まず、これまで事故の不具合状況でございますとか、そういったものをご説明してまいりましたけれども、経営移譲いたしました翌年、平成26年でございますけれども、1月に給湯管の不具合による天井板の腐食でありますとか、漏電の事案が発生しております。その後、同年26年8月に同じく給湯管の破裂による漏水と。議員おっしゃいましたとおり、その後、11月に最終的な市の営業上、支障のある不具合箇所につきましては、市のほうで5カ所を修理するという申し合わせでございました。これは11月28日に完了をいたしております。今申しましたとおり、8月にそういう事案も発生しておりますけれども、この時点では事業者でありますアグリスクエアさんのほうで修理が可能な範囲であるといったところで修理をされております。その後、修理箇所を行いまして、また違う箇所が破損するという事案もすぐに発生したということで、最終的に27年の2月に施設を休館という形で報告を受けております。こういった不具合箇所の報告については、市のほうに対しまして報告を受けさせていただいております。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10番（大倉幸也君） その間は業者さんによる修理を試みたというか、行っていたということによろしいですか。25年の10月に不良箇所の今後の対応の承諾書というものが出ていると思いますけれども、その内容をちょっとお知らせいただきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） ただ今まのご質問でございます。平成25年10月15日でございますけれども、施設不良箇所の今後の対応に関する承諾書でございますけれども、先ほども申しました5カ所の経営移譲前に判明していた施設の不良箇所のうち、全体で13カ所でございますけれども、そのうち経営上、明らかに不利益となる不良箇所、それから事故発生の可能性のある危険箇所ということで、5カ所を阿蘇市のほうで実行していただいて、それ以外の8カ所については阿蘇アグリスクエアの負担において修理を実行するという承諾内容になってございます。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10番（大倉幸也君） その残りの分は、じゃ修理を行わなければいけないということで実行されていたと解釈しますけれども、それでいいですか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） 13カ所のうち5カ所、それ以外8カ所については、アグリスクエアさんのご負担ということでございまして、それにつきましては双方で確認をさせていただいております。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10番（大倉幸也君） それは、配管とかボイラー、水漏れの修理とかも入っていると思いますけれども、なぜこういう休館中に市が修理している間に、さしより本館の営業に向けてのそういう努力はなされなかったか。それに、本館をやるために市が5カ所の修理を行ったと思いますけれども、そういうのがどうも腑に落ちんわけですたいね。本館の営業を、さしよりボイラー、水漏れ等を修繕すればできたということで、なぜしなかったかということをお聞きしておりますでしょうか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） ただ今のご質問でございます。配管関係の不具合については、数箇所事案が発生しているわけでございます。その都度、契約書に則った部分で事業者さんであります阿蘇アグリスクエアさんのほうで修理を負担していただいて、専門家のほうに修理を依頼されたと聞いてございます。26年8月に2回目の漏水の不具合があったわけございまして、最終的に翌年、27年2月に休業をされたということでございまして、この8月から2月の間に、そういった事案もたびたびあったという報告も受けておりまして、最終的に2月に休業に至ったという決断をされております。従いまして、修理についてはそれぞれ発生時に専門業者のほうにアグリスクエアさんのほうから依頼をされまして、その都度修理をされているということで報告をいただいております。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10 番（大倉幸也君） ということは、やっぱり資金不足によりボイラーの修理が7,000万円ですか、5,000万円ですか、それと当初の予定でありました大規模改修と合わせて2億5,000万円程度かかるので一応営業再開をあきらめたということになりますかね。ということは、最初の事業計画ですね、それから資金計画、そういうものが、募集要項で収支計画書、資金調達計画書、施設整備計画書、そういうのが提出されていますけれども、そういうところまでちゃんと適正であったかということですね、そういうところはちゃんと精査なされたか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） ただ今のご質問でございます。ただ今申しました募集要項に則った形でプレゼンをさせていただきまして、その際、経営計画、資金計画等をお出ししていただいて、有識者の選定委員の方々において審査を行って、最終的に答申という形になってございます。答申書でございますとか、プレゼンテーションの決定過程については、意志決定の中立性が不当に損なわれる恐れがあるということで、この場では回答については差し控えさせていただきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10 番（大倉幸也君） 内容がわからないということで、前も一回質問しましたけれども、そういう回答でした。賃貸借契約の契約書が結ばれておりますけれども、市営住宅に入るにしても連帯保証人がいると。私たちが今、地元の牧場でいろいろ施設を借りて運営をしようと思っておりますけど、それにもやっぱり連帯保証人を付けているということで、こういう大きな事業をするときに連帯保証人は、もちろんこれには書いてないでしょうけれども、何名かいらっしやると思いますが、その点は。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） ただ今の賃貸借契約の連帯保証人はというご質問でございます。議員おっしゃるとおり、住宅であるとか、そういった性質の施設といこいの村については、そういった性格の施設ではないというところで、連帯保証人については設定をいたしております。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10 番（大倉幸也君） そういった性格ではないというのは、どういう性格ですか。賃貸借契約であると思えますけれども。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） 賃貸借契約でございまして、施設の貸付というところで賃貸借契約を結ばさせていただいております。現に連帯保証人については設定をさせていただいておりませんが、以前からはな阿蘇美のほうの指定管理者でありまして、そういったはな阿蘇美の経営の実績であるとか、そういったものも当然ございます。それが直接連帯保証人を設定していないという理由にはなりませんけれども、今回の経営移譲に関する阿蘇いこいの村の貸付に対しては、連帯保証人は設定をさせていただいておりません。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10 番（大倉幸也君） そういう基準というのは、やっぱり市はいろいろそのとき、そのと

きで決めていかれているわけですかね。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） ただ今の施設の性格によってということございまして、一般的に連帯保証人については設定をしておりません。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10番（大倉幸也君） そういういろいろな計画が頓挫したとか、いろいろお金の問題とかいろいろありますけれども、そういう場合の責任は、じゃどうなりますか。市が取らなければならぬとか、いろいろそういう詳しいところがわからないので、どうなっていますか。

○議長（藏原博敏君） 経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） その責任ということでございますが、先ほど午前中に市長が述べましたとおり、賃貸借のある部分では基本的には持ち主が改修しなきゃいけないだろうと、ただ、大規模でございまして、その図面がない、その図面をつくる場所もない。それと、当初でございまして、借りた方も貸した方も、今回このような早い時点での物件の損傷等はちょっと想定外であったということでございまして、繰り返しになりますが、その賃貸人というか、持ち主の通常責任であるが図面がないので、図面をつくる場所もないということで、それについては今後検討委員会でやっていくというお話をいただいているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10番（大倉幸也君） 図面の話が出ましたので、7番目の図面のところに、先に行きますけれども、構造図がないとなっていますけれども、その確認ですね、お互いに確認をされたと思いますけれども、そういうところは全然確認をしていなかったのか。それから、いこいの村が最初、25年の早めの段階でリニューアルの計画図面を持っておられたと聞いておりますけれども、そういうところは構造図なしでそういう図面をつくっておられたのかですね。本当に構造図が元からなかったかの、どういう経過で構造図がなくなったのか、詳しくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 答弁者に申し上げます。記録があまりよく取れませんので、マイクを近づけて、はっきりとご答弁をお願いします。

吉良部長。

○経済部長（吉良玲二君） 構造図の問題でございまして、当初これは雇用促進事業団、後の雇用能力開発機構によって昭和59年に整備されたものでございまして、それから平成14年に当時の阿蘇町に売却されたものでございます。その中で、売却された目録には構造図面が記載されていないというのが確認されております。設計事務所のほうにも尋ねましたが、平成18年の法改正以前は往々にしてそういうことがあるということで、阿蘇市ではございませんがほかの市町村でも小学校等でそういう案件が見られているということで説明を受けております。ですから、平成14年の時点で阿蘇町に売却された際にも目録の中には記載されていないということで、それにつきましては全協等でも申し上げましたとおり、ずっと継続して当時の阿蘇町がやっていた中で、所有者は雇用能力開発機構から阿蘇町になりましたが、

要するに中身の部分は一向に変わらないということで、その辺の確認ができてなかったのではないかなと思います。その後、この後で改修した業者等をかなり調べてみましたが、現在でもその所在は不明ということでございます。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10番（大倉幸也君） この前の全協の中で外観を見て貸したということでありましてけれども、そういう図面とか大事なもの、そういうものは双方、確認の上で、今から大規模改修をするということで、皆さん専門家ですから、そういうところになぜ双方確認をしなかったかですね。確認をなぜしなかったか。

○議長（藏原博敏君） 経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） その点でございますが、非常にそのことが残念でなりません。当時の旧阿蘇町と、雇用財団との間で経営してきたような状況もあって非常にかなり長い期間緩い間柄であったため、その構造図の存在そのものもご担当の方の部分で忘れていらしたのではないかなと思います。25年に経営譲渡するとき確認すればよかったですけど、当然あるものと思って処理したような次第でございます。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10番（大倉幸也君） わかりました。

次に行きます。最終的に別会社のテナント営業ということで、オーベルジュの計画で、外側に建物を建てて営業をするというふうに今計画がされておりますけれども、普通の私たちの考えでは、本館の片隅でするのがテナント営業、そういう認識で思っておりますけれども、完全に別のところに別会社に来て、新しく建物を建ててそこでテナント営業、本館は営業しない。そういうことは、やっぱりできるわけですかね、この契約書で。

○議長（藏原博敏君） 経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） それにつきましては、賃貸借契約書の10条に、別法人を設立し管理運営させることができるという条文が入っております。その分をアグリスクエアの支配下でのテナントということで、50%の株を阿蘇アグリさんが持っていられるということで問題ないかと思っております。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10番（大倉幸也君） その辺は、誰が経営権を握っているかということは、私たちもあんまりよくわかりませんが、普通に考えてその別会社での阿蘇市の土地にその人たちの建物を造って営業する。どういう権利が発生しますか、今後。

○議長（藏原博敏君） 経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） 予測されるという部分については、建物が建った場合の抵当権が発生すると思っております。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10番（大倉幸也君） もう契約がなされてから3年が経過、足かけ4年目になっておりますけれども、10年契約ということで、そういう多額の、5億円ぐらいの金額を打ち込んで改修が可能と思われますか。

○議長（藏原博敏君） 経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） その件でございますが、今回の案件につきましては、金融機関と農林水産省の関係団体でありますA-FIVEというところが入ってされておりますので、それにつきましてはそちらで認定されたということで、当然銀行さんも入っていらっしゃるんで回収は可能だと思いますし、とても私レベルでは判断が付きません。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10番（大倉幸也君） そういふところの判断が、最初のうちにできていけばこういう事態にはならなかったと思いますけれども、ずっと責任がないまま、今の話が全部来ていると思います。今までいろいろ話を聞いて、原因というかいこいの村本館、オーベルジュは別としまして、本館の営業をそのままみんな続けると思っていたんです。その原因は、やっぱり図面とか、さっと修理して使わなかったとか、そういう事業計画ですね、資金計画、そういうところがお互いにやっぱり認識が甘かったんじゃないかと思っておりますけれども、今後そういうオーベルジュ計画とか、別会社でいろいろやるとしたときに、一回すっきりさせて契約をちゃんと本館の今後についてもまた別に見直してですね、そういうすっきりした形で出直しというのはあり得ますか。

○議長（藏原博敏君） 経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） その件につきましては、先ほど市長も述べましたように検討委員会等で今後のやり方については検討させていただきますし、ただひとつ心配いたしますのが、今回、いこいの村の本体がこのような状況、改修等、金額的には2億とか3億とかいう数字も出ております。それを全く白紙にした場合、じゃあ、今後、どこがどうするのかという問題が発生しますし、市に改修責任が持ち主ですからありますので、どれぐらいの公的費用を投入するのか、その点も含めまして、じゃ借りませんとかなった場合、昨日からいこいの村の早期再開もありますし、そういうような中で、あのような広大な敷地等が廃屋になるのも非常に問題があると思いますので、そこは新しい流れをつくって、その中で話を進めていければいいんじゃないかと思っております。6次化の中には農業、雇用、観光といろんな分も出てきますし、当然国の認定を受けるということはそれなりのことがあって認定を受けていると思いますので、そういう形でやはり前に進めていくべきかなと思っております。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10番（大倉幸也君） 新事業は、別に私は6次化で国の事業を受けておりますので、そこに休館した、どんどん古くなっている建物が建っている。そこを一回白紙に戻ってはっきりさせてから、すっきりさせてから、そういう契約を結んだほうが一番市の負担もなくなるのじゃないかなと思っております。市の責任でいろいろ改修もせんといかん、どんどんお金をつぎ込んでいかなければならないと思いますけれども、そういう点はいろいろ今から試算されて、今も言われたように一番いい形に進みたいと思いますと言われましたけれども、そういうところも含めて検討していただきたいと思いますが。

○議長（藏原博敏君） 経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） その点につきましても、午前中に課題は副市長をトップとした

検討委員会で進めるということを申しておりますので、その線に沿った形でやっていければと思っております。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10番（大倉幸也君） わかりました。一応、いこいの村はこれで終わりたいと思います。

続きまして、2番目のひのくに会館についてということで、東北地方の大震災がもう5年を過ぎております。それで、あのときは被災地、被災者の受け入れ、会社とか事業所の受け入れということで火の国会館を取得した経歴がありますけれども、もう5年が経ちまして、そろそろ次の段階に入ったほうがいいんじゃないかと思っております。また1年経ち、2年経ち、建物がもう、もう絶対中身は大改修しないと使われなと思いますけれども、そういうところを早めに計画を立てられた方がいいと思いますけれども、その計画についてお聞かせいただきます。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） 私のほうからひのくに会館について回答をさせていただきたいと思っております。

まず、取得の経緯でありますけれども、ただ今議員がおっしゃいましたように東日本大震災で被災された方々、また被災企業の復興の支援を目的として購入をいたしております。購入につきましては、平成23年5月19日付けで熊本県公立学校共済組合と売買契約を締結いたしております。その締結の契約書を見ますと、まず第1条に、審議成立の義務というのが記されております。公立学校共済組合と阿蘇市については、まずこの契約にあたって審議を重んじ、誠実にこの契約を履行するものとするとして記されておまして、その契約書の第11条には、売買物件の用途の制限というのが記されております。これによりますと、引き渡しの日から5年間は公立学校共済組合理事長の承諾なしに本物件の売買でありますとか贈与、交換等の所有権移転または東日本大震災により罹災した被災者に対する支援事業の目的以外の使用、こういったものは禁止します、5年間は買ったときの目的に沿って運用してください、こういったことありますので、取得の日から5年を経過します本年6月以降、6月24日に所有権移転登記、丸々5年を経過しますので、その後今後いかにどう活用すべきか、庁内の検討委員会等で意見を交えて取り組んでいきたい、そう思っております。現時点でまだ正式に5年経っていない中で、さあ、こういった施設をどうするか、実際2万人強の方が行方不明になったりお亡くなりになられております。まだ5年丸々経っていない中でこういった論議を始めるというのは、私たちとしては実際災害を受けた身としては非常にデリケートな部分もありますので、まずは当初の約束である5年を経過する、その後、じゃどうしようかということで今後の活動をみていきたい、そう考えます。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君。

○10番（大倉幸也君） わかりました。ぜひ、5年経ったらちゃんと市民のためになるような計画を立てていただきたいと思っております。

これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藏原博敏君） 大倉幸也君の一般質問が終了しました。

続きまして、11番、湯浅正司君の一般質問を許します。

湯浅正司君。

○11番（湯浅正司君） 通告に従い、3点質問させていただきます。ほとんど質問というか、確認と思っていてください。

それでは、一番始めになります、車帰に旧阿蘇町時代からあります採石所ですね、これが28年度予算のときに28年で終了ということでございました。その前に、この採石場が大体市民の皆さんから言われるのがやっぱり玄関口であり、見た目がよくないと。それと、何年前ですか、天皇陛下がここに来られたときに、あの採石場を見せないために別のルートを通したという話もございます。それにまた今、世界文化遺産の暫定リストも進められておりますが、あの場所が本当に今年で終わるならばどういふふうに表面の岩石の見たところなんかをどうするのか、お聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（藏原博敏君） 住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） ただ今の質問にお答えいたします。住環境課のほうで採石場関係の許認可について申達等であっておりますので、住環境関係ということでお答えをいたします。

ご質問がありました採石場は、平成14年3月25日に旧阿蘇町を立会人としまして、事業者と車帰区で締結されました協定によりまして、本年、平成28年12月末日が終掘期限となっております。現在、事業者、車帰区、環境省、熊本県、阿蘇市で定期的に会議等を行いまして、終掘に向けて協議が進められているところでございます。終掘後につきましては、跡地整理が数年かかると見込まれておりますので、その跡地整理の後も、引き続いて緑化整備が進められるよう協議が行われております。終掘後は跡地整理や修景、それと緑化整備等に長期の時間を要しますことから、現在のところ具体的な跡地利用は計画されておられません。

○議長（藏原博敏君） 湯浅正司君。

○11番（湯浅正司君） 私が言いたいのは、跡地利用じゃなく、その緑化対策ですか、それが多分今年で終わって来年とか再来年じゃできないと思います。それが大体どのくらいにできてしまうのか、それはまた、さっき言いましたように環境庁とか出ましたように、国の負担ですか、県の負担ですか、市の負担ですか。それと、大体来年か再来年ごろ始めて、大体何年計画ぐらいですか。先ほども言いましたように、世界文化遺産の暫定入りを進めて、市長も一生懸命進めておられますし、前何か市長のお話で、あの石の断面を利用した何かをとというような話も聞きました。それもまた後でお願いしたいんですけど、私が聞きたいのはそれでございます。跡地じゃありませんので。

○議長（藏原博敏君） 住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） 掘削の後の面の修復等についてということでのお尋ねでございますけれども、既に終掘に向けてベンチカットということで、団切りで緑化をしやすいような状況に終掘に向けて作業をしていただいております。ただ、ご存知のとおり直壁の部分ですけど、これは安全上の問題がございまして、なかなかベンチカットをすることができないということで、終掘まではそのベンチカットができる限りの部分をしていただくというこ

とになっております。ただ、今申し上げました直壁部分につきましては、かなりそのままの修景ということでは困難を要しますので、熊本県のほうでどういう方法があるかということで、その終掘をした後に跡地整理が数年かかるとは思いますけど、その兼ね合いを見まして緑化の方法あたりを、このままずっと検討して進めていくということで聞いております。それと、当然採石場で修景はしますけれども、そのまま終掘をしますと土砂の流出等も考えられるということで、今現在も防災対策ということで、その下流側の、主に土砂が量出しそうな水路だとか、その隣地内の溪流部分について安全対策工事ということで計画がされております。その中で、一番下流側になりますけど、牟田遊水池に隣接しております農地のほうは水路改修が今年1月からもう既に工事が着手されておまして、4月、5月ぐらいに一応その部分については終わろうかということで聞いております。それと、そのほかの修景と跡地の緑化あたりについては、当然事業者の責任において緑化をしなくちゃいけないということになっておりますけれども、なかなかそのまま修復する、長期にわたることから、県でできる部分は、今言った安全対策等をしていただくと。それと、採石場組合のほうがございまして、事業者自体じゃなくて組合として引き継いで修景にあたると聞いております。

○議長（藏原博敏君） 湯浅正司君。

○11番（湯浅正司君） なんかも話が逸れよるような気がします。だけん、あと大体何年後ぐらいを目途にやってしまうのかと。それとさっき言いましたように、文化遺産等もありますので、大体何年後ぐらいに仕上げる、そこだけでいいんですよ。先ほど出ましたように、逆に言えば採石場に水が溜まったやつで、また遊水池、これ災害か何かあったわけですか。その上からのあれで。

○議長（藏原博敏君） 答弁者をお願いします。当初お願いしましたように、質問者の要求に応じた的確な答弁をお願いします。

住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） 緑化の最終的な時期というお尋ねでございますけれども、先ほど申したように、跡地整理があと早くても3年ぐらいはかかるとは思います。それと、直撃部分については、先ほどお話ししたようになかなか修景というのは、まだどういうやり方がいいのかというのもできてない状態でございますので、今この段階でいつごろ緑化修景が終わるかというのは判断しかねるところでございます。

○議長（藏原博敏君） 湯浅正司君。

○11番（湯浅正司君） この話は押し問答でちょっと先に進みませんので。市長、何かそれに対して。よろしくをお願いします。

○議長（藏原博敏君） 市長。

○市長（佐藤義興君） お答え申し上げますと、ちょうどこの終掘の作業については、28年12月までということでそれぞれ協定の中で結ばれておりますので、そのとおりに推移していくものだと思っております。ちなみに、あそこの採石場については、県が一応許可権を持っておりますので、今後、ご存知のように大同採石さんもベンチカットをしながら、今では相当緑化の状態にありますけれども、一応その費用については、たしか事業者さんのほうで毎年

毎年積み立ててきたお金があると思います。そのお金に基づいて県が事業をしていくということで今日までまいりましたので、そのような方向で行くと思いますけれども、ちなみにこれがもし12月に終わったとしても、県のほうとしてはそのベンチカットと緑化推進ということもありますし、また今まで採石の業者さんたちも生活圏の一部でやってきましたので、もう壊された採石については、例えば特例として収集をして構わないとか、そんなことの今いろんな細かいことの話があらわれていると思います。ちなみにジオパークが認定されるときにおいても、もう既にあそこを閉めて、そして教科書の教材として、サンプルとして活用するのは構わないと。また、学習でやるということについての教育面についての活用は構わないけれども、すぐにあれを復元するということはなかなか難しいであろうということがあります。ちなみにそんなことがありますので、早くあそこを緑化できるような、そんなことをしていきたいと思っておりますのと、もう一つ、以前からほかの議員さんからもありましたけれども、アメリカとか、そういうところでああいうものをやってみたらどうかということで、すごく夢を、私もそういう意味ではすごい企画だと思っております。でも許可権がまた県のほうにあるものですから、果たしてそれが実現するかどうか。もし実現をしたとしても、今度は阿蘇市が相当負担金を出さなきゃいかんのではないかというハードルも出てくると思いますので、その辺をよく確認しながら、まずは緑化推進等を含めたところでこれから県のほうにもしっかりとお願いしていきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 湯浅正司君。

○11番（湯浅正司君） ありがとうございます。

続きまして、第2問目の野草利用で草原保全の取り組みということで質問したいと思います。今年の1月1日付けの新聞ですかね、染谷佐賀大学教授らの調査研究で、阿蘇の野草堆肥に善玉菌があると載っていました。野草ロールに拮抗菌が優良堆肥を上回る1g当たり約数千万個という高密度で存在することがわかったということです。また、トマトなどでは連作障害が起きやすいが、野草堆肥の使い方を工夫することで病気を抑えるために大量に使っていた野菜の農薬の散布を少なくできた農家がいるとかいうふうにも書いてありました。それとまた、これについて同じ新聞にも載っておりましたが、新聞の見出しは県阿蘇地域振興局やJA阿蘇などはとありまして、農政課なんかはこれっぽっちも書いてないわけですよ、新聞には。農政課はバイオマスフォーラム、そういう方々と一緒にしていますけど、農政課としてはどう考えておりますか。まずそれを、草を切れば瘦地の新しい活性化にもなりますので、そこら辺はまずお聞きしたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） 今の質問でございますが、新聞等で書いてありました調査研究につきましては、振興局、JAと書いてありますが、世界農業遺産で独自の会計を持っております。そういった中で佐賀大学のほうに調査をして、要は草原の野草の有用性を確認するという調査をしたものですから、私たち阿蘇市についてもその協会に入っておりますので、何らタッチしてないわけではございません。

それと、先ほど話がありましたように、その話以前に阿蘇市ではオペレーター組合の活動

があります。そういった中でご支援をさせていただいております。

○議長（藏原博敏君） 湯浅正司君。

○11番（湯浅正司君） それと一緒にですけど、阿蘇地域の草原、2万2,000haのうち牛の放牧や資料の採草で利用している草原は、その中で9,000haに留まると。堆肥用は約40haということ。うちにはこのバイオマスフォーラムがあって、今大体ここにありますようにトラクターは何台ぐらいあって、何名ぐらいで作業しているのか。それと、また多分春、夏前も一回、これは飼料用に切って秋とか、12月ごろは堆肥用と思いますが、そこら辺の説明をお願いします。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） オペレーター組合の概要につきましては、ご存知のとおり当初バイオマスの実験ということで組織を19年に立ち上げましたが、実証実験が終わりまして、せっかく阿蘇市を担う若手の畜産農家が組織しているものでございますので、やはり今後活動をやるということで、要は販売に向けた取り組みを継続してやっております。その中で、今現在メンバーが12名、ほとんど30代から40代の若手で組織をされております。その中で、基本的には野草の枯れ草の堆肥として販売を目的にしておりますが、なかなかやはり枯れ草のマーケティングというのがありませんものですから、やはり経営上、飼料用も販売したいということで、9月から10月に掛けては飼料用のロールを販売すると。それからそれ以外に11月から3月までが要は枯れ草を堆肥マルチ用ということで生産をして販売をしているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 湯浅正司君。

○11番（湯浅正司君） うちの牧場は切っただいておりますし、それによって野焼きの軽減にもなります。草があまり高く伸びていけませんので、特に道路沿いとかは飛び火とかしませんので返って助かっております。そういう関係で、ほかの組合、牧野組合ですね、それにも声掛けをし、これ私も牧草が会計に聞かんとわからんけど、1ロール当たりうちがいくらもらっているかがちょっとわかりません。そこ辺を各牧野さんに言えば、草原の再生にもなるし、お金にもなるしということで、そういうふうに勧誘というか。

○議長（藏原博敏君） 議員の皆さんに申し上げます。答弁者も質問者も真剣に取り組んでおりますので、不必要な私語雑談は控えていただきたい。非常にここまで聞こえます。当事者は熱心に質疑応答をくり返しておりますので、それぞれの方の意見に耳を傾けていただきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） 今の組合の状況としましては、やはり23年度からそういう販売をしまして、なかなか採草がないと。要は、以前からいいますと当初150haの採草を確保してバイオマス実験をしたんですけど、やはり牧野としては1回未利用地を買ったら、後がいい草が生えて、地元で使いたいということで、もうこれつきり貸してくれない部分もありまして、なかなか安定的にずっと貸していただくことがないということで苦労しております。市議が言われる山田東部については、もう20haを当初から安定して貸しておりますが、

今現在5牧野で刈り取りを、約40強借りております。大体採算に合うには100から150ないとなかなか採算に合わないということで今努力をしているところですけど、これまで折り込みチラシとかを配ったり、後方でPRをする、それから牧野の会議等で説明をさせていただいてやっております。牧野としても、やはり使っていない部分についてはオペレータが刈り取りをすれば1ロール500円を賃借料としてお払いをさせていただいて、そして野焼きも軽減されるということで、牧野にもメリットがあるということでやっておりますが、なかなか牧野のほうも利用、ある程度人に貸すということであれば組合に掛けたり、いろいろなそれぞれのご意見もありますもんですから、今苦勞しているところでございます。要は、先ほどの善玉菌でもありましたように、その利用がもう少しいい部分が出てくれば、また努力していただければ牧野も貸していただくと思っておりますので、引き続きやっていきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 湯淺正司君。

○11番（湯淺正司君） 農政課においては、今後、農政課なりバイオマスフォーラムと協力して、堆肥用の採草を多く、地元の農畜産物を生産している人に周知徹底して、何せいい野菜、いろいろなものができるということでございますので、利用していただいて、阿蘇のブランド化になるように努力していただきたいと思っております。何かあれば一言。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） 牧野組合については、以前から言いましたように、やはり若手の方が組織をして、今まで外の方から募金をいただいた活動じゃなくて、やっぱり実際に住んで活用している方々の若い人がやっているというのが一番大切なものがありますので、そういったものを意識しながら、やっぱり先ほど善玉菌の部分も明るい見通しがありますので、議員さんたちもやっぱり牧野に関しての推薦もお願いしながらやっていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（藏原博敏君） 湯淺正司君。

○11番（湯淺正司君） 続きまして、3番目、保育料についてですが、これは次の谷崎議員もありますが先にお聞きします。小さい園児さんを持った、この前の新聞を見て阿蘇市は何でこんなに保育料が高いのかと聞かれ、すみません、こういうふうに保育料地域差2.8倍と載っておりますので、本当に言われました。これについて、あんまり説明ができませんでしたので、これは議員としては恥ずかしいなことになりましたし、新聞に書いてあるのもこれはちょっとどうかなと思っておりますし、これちょっと読んでみますと昨年12月20日の新聞に、熊日の調査ということで保育料の地域差2.8倍、月4万円の開きとあった。3歳未満の最高額を比較すると標準時間11時間では阿蘇市が最も高く6万2,000円、五木村と水上村が2万2,000円で最も安かった4万円台が22市町村と最も多く、次いで3万円台が9町村、5万円台8市町、2万円台が5町村、6万円台1市だったとあると書いています。阿蘇市は4月4万6,000円から6万2,400円に引き上げたと述べていました。この新聞を見てちょっとびっくりしたわけですが、こういう新聞記事が出て、本当に残念というか、そういう気がしております。この説明をよろしく願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（山口貴生君） ただ今のご質問につきましては、阿蘇市として保育料をどう設定したかという過程と、その新聞報道について説明をしたいと思えます。今年度から子ども子育て支援新制度が施行されておりますが、この新制度においては、公定価格だとか、保育料の運営にかかる分と利用者負担等につきましても国から別途基準等が示されているところがございます。この中の利用者負担と言われるものがいわゆる保育料というものでございまして、この利用者負担については子どもの保育の認定区分、1号から3号まで認定区分がございすけれども、言いますと幼児教育相当の子どもが1号認定、保育の3歳以上の子どもが2号認定、同じく3歳未満の子どもが3号認定となるんですけれども、この認定区分ごとに1号認定時においては生活保護世帯から5つの区分、2号と3号の認定の区分につきましては生活保護世帯から9区分に分かれて国の基準額が示されております。この9区分というのは、保育料の算定につきましては以前は所得税を基礎として保育料を算定しておりますけれども、新制度以降、市町村民税の所得割課税額を算定の基礎として算出を行いますので、生活保護世帯の0から課税割所得額が39万7,000円以上までを9つの階層に分けて、それぞれの区分ごとに国が上限額を設定して基準額を示しております。ですので、市町村はこの上限額までの範囲内で保育料を設定するということとなります。ですので、阿蘇市としては今年度から認定こども園とかも誕生しております、保育料の運営費については歳出もかなり増えるということが見込まれましたので、歳出の総額を推計し、利用者負担については60または65ということで保育料を設定させていただきました。この設定につきましては、阿蘇市で設置しております阿蘇市子ども子育て会議に諮って承認をいただいたところでもございます。昨年末の新聞の報道のほうに移りますけれども、見出しは地域格差2.8倍とありますが、表の見出しを見ていただくと、県内市町村の保育料の最高額比較となっております。ですので、阿蘇市が先ほど申しました60%で設定したその39万7,000円以上、最高の所得の階層の区分の部分だけを切り取って県内の市町村が比較してございます。ですので、阿蘇市としてはたまたま60%で掛けた、例えば3号認定でいいますと国の基準は10万4,000円というのが上限の金額になりますが、これに0.6を掛けた6万2,400円というのがその阿蘇市としての保育料の設定額になります。この6万2,400円だけを切り取って県内市町村のほうと比較してございますので、全体として保育料を比較したというものではなくて、ここだけを切り取ったので印象としては保育料が高いというような印象を与えた結果になったと思っております。

○議長（藏原博敏君） 湯淺正司君。

○11番（湯淺正司君） これは、何ですか、熊日にこういうふうに乗っておりますけど、説明したときの状況が悪くてこうなったんですか。どうなるんでしょう。こういうふうに乗ったということは。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（山口貴生君） 今の質問につきましては、取材をされた方が単純に保育料の最高額を見て、県内を比較したところ、食いつきやすかったんだと思えます。反論させてもらうと、生活保護世帯の0から39万7,000円以上までの区分があるということは、当然生活保

護世帯については全国一律保育料は0円でございます。先ほど言いました10万4,000円までの区分の中で、それぞれの市町村が設定するということとなりますので、当然財政事情もありますし、阿蘇市としては歳出総額を見込んで、このぐらいは利用者の方に負担をしていただかなければいけないということで、先ほど申しました60と65ということでその設定をいたしましたので、本当にたまたまの結果なんですけれども、報道としてはこの最高額だけで比較をしたというところです。

○議長（藏原博敏君） 湯浅正司君。

○11番（湯浅正司君） この後、谷崎議員のほうからもありますので私は止めておきます。私は、これを聞いたのが本当に保護者さん何名の方からも言われました。またこういうふうな新聞に載っております。私は、これ質問したのが、これはやっぱり逆に皆さんにわかってもらわんと、議会便りはこれで出ます。それで、これでこういう会話したやつが載りますので、誤解を解きたいと思っておりますし、熊日さんのこのあれがそのときだけの間違いじゃないけど、間違いなら間違いで、また市のほうからでも抗議じゃないけど、違いますよという記事を出してもらわんといかんと思うんですよ。これ、みんな見とるわけですよ、言われるわけです。何かあれば、一言お願いします。それで私は終わりたいと思いますので。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（山口貴生君） この記事につきましては、あくまでも最高額比較ということですので、記事に誤りがあるわけではございません。ただ、全体像としての市町村比較に思われたことが一番の欠点だと思っておりますので。取材のときも阿蘇市が県内でも一番高いと思われるような報道だけは絶対止めてくださいということの申し入れはしております。ただ、残念ながらこういう書き方で載ったので、こちらから阿蘇市が不当に高いんではないということを情報発信していかなければならないということは思っております。

○議長（藏原博敏君） 湯浅正司君。

○11番（湯浅正司君） 私は、これで終わりたいと思います。この件は、後の谷崎議員のほうに任せて、私はこれで一般質問を終わります。

○議長（藏原博敏君） 湯浅正司君の一般質問が終わりました。

お諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは、暫時休憩をいたします。午後2時20分から再開します。

午後2時08分 休憩

午後2時20分 再開

○議長（藏原博敏君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

4番、谷崎利浩君の一般質問を許します。

谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 通告書に従い、一般質問を始めさせていただきます。通告書ではいこいの村から先になっておりますが、先ほど湯浅議員のリクエストがございましたので、保

育料の問題に先に簡単に触れさせていただきたいと思います。申し訳ございませんけれども、なぜ高い報道があったのか、これについて簡単にもう一度説明をお願いします。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（山口貴生君） ただ今のご質問の、なぜ高い報道があったのかというのはちょっとわかりかねますが、市町村で設定する保育料の、その先ほど申しました9階層の一番高い階層の世帯のところですね、そこが単純比較で載ったということでございます。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） それでは、別のところは他町村と比べて安かったということでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（山口貴生君） 県内すべての市町村を比較したわけではございませんので、あくまでもイメージというか、その肝心な部分になりますけれども、先ほども言いましたように、当然下の部分は全国一律ですよね。所得の分布で言うと、多分どの市町村も1から9区分については菱形の形で大体真ん中のところの階層の区分の方が所得の分布では多いと思います。この部分で比較すると、阿蘇市は県内でも大体真ん中ぐらいのところに位置していると思いました。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 課長としては、所得分布の多かったところを比較していただきたいかったと。そうすれば、大体比較できるかなと。ただ、所得分布においては各市町村違うと思いますので、単純な比較もできないですね。今回、高いところが高所得者の部分の保育料が高かったというのは、恐らく掛け率の問題だろうと思うんですよ。こういう正比例でそのまま掛けていくのか、それとも最初がこう膨らんで、こうやって頭打ちになっていくようなグラフになるのか、そこらあたりの掛け率については調べとかいろいろわかっているところはございますか。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（山口貴生君） その掛け率につきましては、先ほども言いましたように、阿蘇市としては60または65ということで乗率を掛けております。その元となる国の基準額のほうが、要は0から10万4,000円まで段階的に上がっているのに対して、阿蘇市としては国が根拠を持って示したその基準額でございますので、同じ率を掛けるほうが応の負担の原則から言うと一律公平になると思ってこういった算出方法を使ったものでございます。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 高い所得の層がどのぐらい分布しているかわかりませんが、阿蘇市では1人ぐらいということを先ほど聞きました。そういった中で、中間層の所得の方の保育料が安いということは、そちらをできればアピールしたいなと思うんですけれども、やっぱり比較の仕方を何らかの数字で示さないと、市民の方も納得しません。今回の報道で非常に年末の報道でしたので、正月の話がその話で持ちきりだったというのも聞いております。そういった意味で、例えば市の補助金、あるいは国からの補助金、あるいは受益者、保護者か

ら払われている保険料、それを単純に総額を人数で割るような計算の出し方、その数字の出し方で比較とかはできないでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（山口貴生君） 今言われた質問につきましては、その所得で市町村でも異なり、保育園ごとの公定価格といわれる運営費につきましても、その在籍している園児のその年齢とかによって運営費も異なります。定員が同じなのに運営費も異なる、当然入ってくるそのお金のほうもことになりますので、そういった総合的なところで阿蘇市としては歳出の総額を推計して、先ほど申しました率を設定しておりますので、それだけでも単純にほかの自治体との比較はできないと思っています。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） では、その運営費を他町村と比べて多い、少ない、そういったのは比較できますか。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（山口貴生君） この運営費につきましては、施設型給付と本会議の中でも説明しましたが、要は子ども1人当たりの基準額をベースに1年間の運営を算定いたします。ですので、その基準となるその子どもの額については、基本全国同じになります。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） なぜ最高額が阿蘇市が高かったのかというのは、今の質問でわかるような、わからんようなところがございしますが、その最高額を他町村見習って、そこの掛け率を暫時減らしていくような掛け率を減らすんですね、減らすと金額下がりますよね。そういうような計算式に変えることはできますか。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（山口貴生君） 保育料の設定につきましては、今年度から施行したばかりですので、当面見直す予定にはなかったんですけども、一応先ほど言いましたように応の負担ということで国がきちんと根拠を持って示した基準額に一律掛けるほうが公平になると思っておりますので、この分については扱うつもりはなかったんですけど、例えばそういう声が多ければ、今回だけについては、例えば上限をいくらまで打ち切りとか、そういった形で整理するほうがわかりやすいかなとは考えます。ただ、これはあくまでも個人の意見ですので、今後検討していく課題だと思っております。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 今回の報道は結構インパクトが強かったので、阿蘇市の住民だけでなく、阿蘇に移住しようと思っておられるかもしれない若いお父さん、お母さんにも多大な影響があるんじゃないかと思います。そういった意味で、ここで取り上げて説明できる、あるいはカルデラとか含めて弁明できる場があったらと思ひまして質問いたしました。今後もしそういった内容を検討していただいて、よりよい発信が阿蘇市からできるようにお願いします。

それでは、1番目のいこいの村の結論はということで、(1)の答申、募集要項、プレゼン

テーション選定についてのほうに入っていきます。

まず、答申書、この前説明会でいただきまして、私はこれ、この前の説明会のときに始めて読みましたけれども、この答申書のまず2ページに、物件については答申ですから答申の方が感想を述べられた内容ですね。建物については随時整備、修理等はなされているものの、建築後27年が経過しているもので、今後は大規模な改修が必要になってくることが予想されると書いてあります。25年度の契約の時点で、もうこれが23年度ですから大体30年経っております。そして契約になると10年プラスで40年になります。5年延長とすると45年ということになります。ですから45年の間に、この時点で大規模改修の答申が出されていたということは、45年の間、大規模改修の可能性が出てくるということは当然ですが、そのことは予想されていましてでしょうか。視野に入れていくら係るかとか、そういった積算、想像はされていましてでしょうか。まずその答弁からお願いします。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） ただ今のご質問でございます。平成23年の第3セクター検討委員会からの答申書に、大規模改修が必要になってくることが予想されるという部分が答申の中に盛り込まれてございます。その当時の答申書でありますとか、耐用年数の面からこういう大規模改修が予想されるという答申内容であったということで認識いたしております。当時の旧財団から施設を引き継いだということもございまして、さらに旧財団と新しく引き継ぐアグリスクエアとの間で施設の不具合箇所の確認でありますとか、それぞれの負担で改修も行われております。市のほうも5カ所やっておりますけれども。そういった中で、ある程度改修ができて、今後ある一定期間は通常どおり営業ができると、運営ができるという状況の中で契約に至ったというところもございまして、耐用年数の面からしますと、想定はあるかと思えますけれども、その時点で費用的な部分については、この時点においては、費用分については、設定についてはしておりませんでした。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 答申の時点で、その答申の文章をよく読んでいただきかけたなと思うんですが、やはりそのときに大規模改修の想定をしてないというのは、やっぱり考えが甘かったんじゃないかと思えます。大規模改修の想定をしていけば、どのぐらいの積み金が必要で、どのぐらいの収益があって、何年間積み立てながら改修していくかとか、そういった計画も含めてプレゼンテーションの収支計画書ですね、それがちゃんと的確かどうかというのも見極めることはできたと思えます。だから、例えば先ほど大倉議員の質問のときに14年度に引き渡しがあったんですかね、そのときに構造図がないというのがわかったということですが、大規模改修というのが前提であれば、このとき構造図の確認というのも必然的に出てきたと思うんですが、もう一度聞きます。答申の時点で大規模改修というのは想定しなかったということですね、プレゼンの前に。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） 先ほど申しましたとおり、双方立ち会いの下に確認をいたしまして、不具合箇所については双方の負担で修繕を行っております。ある程度使えるよ

うな状態の中で契約をさせていただいたということでございますので、当然耐用年数と照らしながら、設備関係でありますとか、本体関係の、そういった部分については当然出てくるかと思えますけれども、早急に営業に対して、営業に係るその不具合部分については想定範囲外であったと思っております。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 課長は双方確認の上と言われますが、双方確認の上で確認できなかったからこういう問題が起きているんですね。それを自覚してください。そして、契約書の中に隠れた瑕疵と書いてあります。隠れた瑕疵と書いてあるということは、大幅、大きなリスクも想定に入っていたということが読み取れます。そういう意味からいくと、大規模改修も含めて大規模な改修が想定になかったというのは、私は嘘じゃないかと思うんですけど、それはいいです。答申の内容を見れば、経営、すなわち収支は安定しているが、今後大規模改修が見込まれるから自治体は民間に委託したほうがリスクが少ないということで大規模改修をどうするかというのがポイントになって、私はいこいの村の民間引き継ぎ、民間委託というのが始まったように思います。私は答申書を読んでそのように感じました。もう一度、執行部のほうとしてはどう答申を読まれたか、もう一度お願いします。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） ただ今のご質問でございます。施設については普通財産でございます、貸付という形で賃貸借契約を結ばさせていただいております。おっしゃいますように、当時の第3セクター検討委員会の答申内容につきましても、これまでの第3セクター的な旧財団の経営から一歩踏み込んだ形で民間移譲を行った中で、そういった施設の有効利用でありますとか、民間色を出していただくような経営スタイルを打ち出すべきという内容だったかと思えます。それに合わせまして、市の財政負担軽減も含めて、基本的には民間の経営の中で利益を出して、それを形にして、補修も含めてやっていくというスタイルを市のほうもこういった検討委員会の答申内容からしますとそういったところで理解をさせていただいたところでございます。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 民営で収益を上げるというポイントばかりが強調されても、元々あった施設の老朽化というのをどうするかというのがある意味どこの自治体でも悩みになりますので、そこは大きく予想しながらすべきだったと思うんですね。よく私もアグリスクエアが修繕を全部見ますという契約書でされたという話を聞いたとき、一経営者として、よくそれだけのリスクを背負われたなと非常に感心したというか、すごいなと思っていたところだったんですけど、蓋を開けてみたら改修するお金がないという話で、非常に残念です。

募集要項に移ります。大規模改修のリスクは募集要項の中ではうたってあったんでしょうか。うたってあったと聞きましたが。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） ただ今のご質問でございます。答申書の中で、ご質問がありましたとおり、答申内容におきましては耐用年数の部分であるとか、そういった部分で

は想定は、明記はしてございましたけれども、募集要項に対しては、こういった大規模改修によるリスクについては具体的にはうたっておりません。しかし、募集にあたりまして事前質問をお受けいたしておりまして、そちらの事前質問をそれぞれ募集がありました事業者さんのほうに回答しておりまして、そちらの中で大規模改修については将来的には出てきますよと。当面はボイラー等の改修が見込まれますという部分を事前回答書で回答させていただいています。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 要は、申し込まれた3社が大規模改修というのを予想されていたかというのが阿蘇市の説明が的確だったかどうか、非常に募集された方に迷惑掛ける内容ですから、それは新設に説明しないといけないと思うんですよね。だから、将来的にはといったときに、契約して10年以内なのか、15年以内なのか、当面はボイラーの修理とか言われたみたいですけど、そこらあたりが募集された方の判断を誤らさせた一つの要因じゃないかなと思うんですけど、そういった説明に不備があったとは思わないですか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） ただ今の質問でございます。ただ今申し上げました事前回答書については、それぞれの質問に対してすべての応募者の方にお出ししております。募集要項時点でそういう耐用年数の部分でありますとか、設備の部分の、前回更新した時期であるとか、そういったものを本来であれば説明の中でやっていくべきであったかと思っております。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） それで、アグリスクエアさんはその大規模改修ということに対して、認識はされていたんですか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） ただ今のご質問でございます。大規模改修、基本協定書の中で三つの主要事業がございますけれども、そちらのほうの事業計画に伴う改修等については計画はなさっておったと思っております。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） いざ大規模改修となると採算が合わないと、この説明書の中で書いてありますけど、大規模改修の説明があって、それを事業計画に乗せているとしたら、積み金を積み上げたりとか、修繕費を計上したりとか、あるいはどこで起きるかわからないリスクなので、最初から資本金を持っておくとか、そういった準備がプレゼンテーションの説明の中でなされないといけないんですけど、そういったことに関してプレゼンでの説明はありましたか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） ただ今のご質問でございます。プレゼンテーションの中身につきましては、先ほど答弁させていただきましたけれども、この場でお答えについては差し控えさせていただきますと思います。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 別に私は内容のことを聞いているわけじゃないので、プレゼンのときにそういう認識を含めた説明が当事者からあったかどうか。要は、改修するつもりで計画書をつくっていたかということは回答できますでしょう。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） 応募関係の書類でございますけれども、中身については不開示ということでございます。先ほど申しました三つの事業についての改修、事業の実施についてのプレゼンテーションはあったかと思っております。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 質問を変えます。プレゼンテーションでは、大規模改修のリスクをカバーする収支と資本力の説明というのは項目の中にありましたか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） 申し訳ございません。事業計画であるとか、それに対する経済性、資金計画あたりは、それぞれプレゼンテーションの中でお出しをさせていただいて、選定委員会による審査を経ております。中身については、先ほどから申しますとおり、意思決定の中立性が不当に損なわれることが考えられますので、この場では回答のほうは差し控えていただきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） この答申で書かれている委員構成員の3名が県立大教授、中小企業診断士、公認会計士が書いてありますが、プレゼンのときの委員も同じ方でしょうか。

○議長（藏原博敏君） 経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） 先ほどから申しますとおり、選考については非開示ということで、どなたかはお伝えできません。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 議会では、どうして故障したまま、あるいは閉鎖してそのままほったらかしにしているかという、その言い訳書はいろいろ書いてあるんですよ。でも、言い訳書だけ書いても、もともとの前提のプレゼンテーションでちゃんと市が説明していたのかとか、ちゃんと修繕費用を計上していたのかとか、そういったことがわからないなら、私たちはこの言い訳書が本当かどうかもわからないじゃないですか。言えるところまで言ってください。ちゃんと修繕というものを前提にした損益計算書、収支計画書が出されていませんか。

○議長（藏原博敏君） 経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） 先ほどからプレゼンの内容は、通常考えて、財団のほうから引き継ぐときの13項目あったと思いますけれども、その中には営業するのにおいて致命的な欠陥があったというのは引き継ぎの中で出てないわけなんですよ。ですから、当然、この間も言ったと思いますが、居抜きでする場合、すぐ壊れるようなとはどなたも思わないもので、この間、アゼリアの故障もありましたけど、どなたもああいう事故というか、修繕がす

ぐ起きるとかいうのは予見ができないといえますか、壊れとるなら、それわかって貸したらそれはちょっと犯罪になりますし、当然使えるものとしてお金をいただいて貸すという部分で、基本的にそれほど悪意があって貸すようなパターンは基本ないと思います。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 部長の答弁でわかるように、見込みが甘いからこういうことになるんですよ。わかりますか。見込みが甘いんです。答申のときに大規模改修が今後必要になると書いてあるのに、大規模改修を前提に考えてプレゼンとかしないからこういうことになるんです。プレゼンの中で、資本の積み上げとか修繕費積み上げ、そういったのをきちんとしていないから、いざ大規模改修が発生したときお金がないという話になったじゃないですか。ここですよ、原因は。違いますか。

○議長（藏原博敏君） 経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） 言われることは十分わかりますが、すべてのものに、それを見込んでおいたとした場合、温泉料金でも莫大な金額を計上せんといかんですけど、なかなかそれができないというのが、それができなかったために3セクが、うちじゃないですけどよその部分もなくなってきたわけで、その部分を踏まえて日本中でいろんな3セクの解消運動があったと思っていて、なかなか行政でできたときはやりますけど、住民サービスもありますし、いろんな場合で、そういう料金を設定できないのがこれまでの現状だったんじゃないかなど。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） ですから、第3セクターはリスクがあるから止めましょうということで、民間委託、民間譲渡、そういったものが進んでいったわけですよ。その中で、ずっと設備の老朽化もあるから、どこにリスクを掛けるかといったときに、行政が持つか、受け継いだ人が持つか、結局どこかでリスクは発生するわけですから、リスクというのを考えないといけませんよ。それを考えずに渡すということになると無責任ということになりはしないですか。

○議長（藏原博敏君） 経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） そのリスクということは、当然何らかのリスクはいつもあるわけでございまして、ただ早急にそういう箇所が出るというのは、なかなか予見できなかったと。前やっている方についても、そこまで壊れるという引き継ぎはあっておりませんし、そういう中でこのような状況になった次第でございまして。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 私なんか不安ですよ。もししいこの村を引き継いでやれと言われてたとき、30年も経った建物で、ひょっとしてどこまで改修して修理せんといかんとだろうかと、普通考えると思うんですよ。それで、市としては全部隠れた瑕疵も含めて修理はあなたがしてくださいと言われてる。でも、普通だったら、それは私が受けるとしたら、どこで故障がいつ出るかわからないから、なかなか修理のお金がなければいけないですよ。普通は、指定管理もそうですけれども、修繕とかそういったものに関しては、大体持ち主が見て、

そして居抜きの中のものについては借り主が責任もって対応するというので普通は契約するんですけど、そここのところで隠れた瑕疵も含めて修理は借り主がしてくださいという契約になっている。そこにおいても、あまりにも簡単に考えすぎてそういった契約になったんじゃないかと思うんですけど、いかがですか。

○議長（藏原博敏君） 経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） 当時の状況の中で、そのまま使えるという、そういう判断の下にやられて、結果的にはこういうことになったということと認識しております。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） それで、最初が甘かったんでしょうね、考えが。どういうリスクがあるかわからないと。押しつけてしまえばあとは知ったこっちゃないとか、そういった姿勢じゃいけないので、やっぱり市としても責任は感じないといけない。先ほど市長が言われたように、貸したほうが責任取るのは当たり前みたいなことを言われましたけれども、やはり民法に照らし合わせてどうのこうのという話が今出ていますけど、そここのところの最初の出だしを反省していただきたいと思います。

そこで契約書に移りますけど、この契約書をつくったのは誰ですか。

○議長（藏原博敏君） 経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） これにつきましては、以前の財団法人との契約書を元に作成されたと聞いております。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 財団法人のときと、一般市民、業者に委託するときでは状況が違われ、条件面も変わってきますよね。そういったものも含めて、つくった方というのは宅建の資格とか持っていたんですか。それとも、法的知識とか持った方だったんですか。素人だったんですか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） 宅建の資格については、当時の職員が作成にあたっています。宅建につきましては、通常売買であるとか、取り引きに関する業務であるかと認識いたしております。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 不動産の法律については、詳しい方だったんですか。資格か何か持っておられる方だったんですか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） 先ほど部長のほうが説明しましたとおり、旧財団の賃貸借契約を参考につくらさせていただいております。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 要は素人がつくったということですね。それで契約するときには、法的なリスクも考えて、やはり業者を間に入れて、不動産業の業者を間に入れて契約するのが懸命ですよ。そういった落ち度もあると思います。不動産業が入ってないので、そこに

は補償金の積み立てとか敷金とか、先ほど大倉議員が言われましたが保証人の項目についてもなかったと聞いていますけど、そのとおりでしょうか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） はい、先ほど大倉議員のご答弁でも差し上げましたけれども、連帯保証人、それから敷金等については設定をいたしてございません。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） それらに対する補償とか、誰が責任取るのかという問題も出てくると思いますけど、民法に則った訴えも未然に防ぐようにすべきだったと思います。場合によっては、議会で説明するなりして、議員の中には不動産に詳しい方もおられれば、いろんな職業、農業だろうが、商業だろうが、おられます。市の職員だと基本的には行政は詳しいかもしれないけど、そういった民間取り引きは詳しくなかったりとかしますので、私は今後、あるときにはその都度議会で説明をいただきたいと思います。いかがですか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） 今回の賃貸借契約につきましてでございますけれども、施設の売買であるとか、譲渡、それからそういったものについては議会の議決が当然必要でございますので、そういったものについては、仮に発生した場合については十分諮ってまいりたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 時間が大分過ぎていますので、準備していた質問の経済常任委員会でのやりとりに対してのまた回答とか、全員協議会で出た疑問点とかについては、最後また改めてまとめて聞きます。

報告書の別紙1ですね、これをちょっと詳しく聞きたいと思うんですが、これを見ると故障とか出る前ですね、故障とかが出るのは26年度からなんですけど、いろいろですね。先ほど26年度の8月が大きな事故があつて、その後もいろいろ事故があつたとか聞いていますが、それに対する報告もないんですけど、この報告書別紙1は、まだ事故とか故障がある前に自分が立てられたプレゼンでの内容を10月1日に経営を譲渡いただいてから3ヶ月間経つたときに、既に3ヶ月で事業自体が難しいということを書いてあるんですよ。私はこれ驚くんですけども、元々の計画が3ヶ月で覆されるような収益でいこいの村というのはどう計算していたのかなと思うんですけど、これはどういったことでしょうか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） ただ今のご質問でございます。別紙1につきましては、昨年6月の全員協議会のほうでお出した資料の別紙1であると思っておりますが、この中で、ちょっと読ませていただきます。事業計画等の一部変更についてということでございます。当初の事業計画と実践にあたりまして、新たに温泉掘削と水回りの経費、費用だけでも2億5,000万円近くの投資が必要ということが25年12月ぐらいに専門業者の積算により判明したという部分でございます。25年10月から経営を開始されまして、おっしゃるとおり3ヶ月後でございます。もともとプレゼンの際についてもそういう3つの事業計画の部分で温泉

掘削等の提案もなさっておりました。そこから大きく投資経費の開きがあるという部分の報告書であるかと思えますけれども、詳細にこの部分に温泉を掘削した場合についての詳細な部分で業者さんに見積もりされた金額が2億5,000万円ということでございます。この時点ではこういう形でお悩みになって悩んでいらっしゃると思いますが、実際温泉掘削の事業計画からしますと、当時の協定書からしますと、平成27年の10月だったと思えますけれども、に計画されておったと思えます。この1年では多額の経費がかかりますけれども、この時点で悩まれていたというのは事実でございますけれども、想定外のそういう温泉掘削に伴う別な装置でございますけれども、マンガンの除去装置でございますとか、そういったものが必要になったということで聞いてございます。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） プレゼンテーションでの内容が公表されないの何とも言えませんが、どうもこの計画もずさんだったんじゃないかなと思います。3ヶ月経って2億5,000万円も余分にかかるからできるかどうか悩み出したとかいうのが非常に不可解です。それで、経営が行き詰まる、あるいはその後破損、修繕、いろいろ嵩んでどうしようもなくなる。そういった中で新しい計画、その以前からオーベルジュの話は出ているみたいなんですけれども、次々と事業の話が出ますが、市に対してはどこらあたりから相談があって、経営に対してどこらあたりから事業計画なり、修繕なり、話し合いですね、改善のための話し合いをやっていたんでしょうか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） ただ今のご質問でございます。度重なる施設の不具合の事情がっております。そして、また今の温泉掘削の分の2億5,000万円、膨大な費用がかかるということもその時点では判明いたしてございました。昨年6月に先ほどの資料に基づきましてご説明した際でございますけれども、27年の2月に事業検討委員会、副市長がトップでございます事業検討委員会の中でアグリスクエアさんのほうからご報告をいただいたところでございます。この時点で6次産業化事業の部分でございますとか、先ほど言いました温泉の部分、それからいろんな面の事業計画の分を、経営状況を含めましてご報告があったところでございます。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） では、時間の関係がございまして、現状と今後というところに移ります。まず、市の契約の問題で貸し主が建物を見ないといけないというのが急浮上していますが、賃貸契約ですけれども収益事業ですか、そもそも固定資産税はいくらで、あそこは見積もられていますか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） 固定資産税につきましては、事業者である阿蘇アグリスクエアさんのほうからはいただいておりませんが、現在の施設と土地の固定資産税評価額に対する固定資産税相当額についてでございますけれども、現在の賃借料の1,000万円程度でございます。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） ということは、収益事業じゃないということですね、賃貸業によるですね。場合によると賃貸契約による収益事業だから修繕は見ないといけないとかいう論調もありますが、もともともらうべき固定資産税の代用としていただいているわけで、市が収益を受けているわけじゃないですよ。だったら、元々のその瑕疵をどっちが見るか、修繕をどっちが見るかという問題に対して、私は収益事業でないということを主張すべきだと思います。それで、例えば修繕ができません、お金がありませんとなったときに、市民の皆様方も再開してくれとかいう希望もあります。そういった中で、じゃ市のほうが修繕してやってですよ、経営できるような状態に修繕しました、大規模改修は構造図ができないんだったら、修理をしました、ある程度の金額掛けてですね。そうしたときに、アグリスクエアさんはそのまま継続して経営はできますか。そういった話し合いとかはされていますか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） 修繕をして運営再開というご質問でございますけれども、従来の宿泊業については、そのまま事業運営はできるかと思っておりますけれども、近年のインバウンドでございますとか、そういった利用形態が非常に多様化している中で、現在のいこいの村のあいった現在の構造上、使用上、なかなか収益性が見込まれないというところで、そういったところでございます。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） それは、修繕をするところで考えたときに収益がないから次の事業をせんといかん、建て替えをしないといけないという話であって、修繕をこちらが、市が見たとしたときは、今までどおりの経営ができるというのがプレゼンの内容だと思いますけど。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） ただ今のご質問でございますけれども、現在、アグリスクエアのほうから賃貸借契約書第21条に伴う協議申出書がっております。その中で、そういったその賃料の部分であるとか、修繕の部分の申し出がっておりますので、今後そういった部分で協議を進めさせていただきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 短期間であるにもかかわらず、住民の方から何百という署名が集まっております。非常に住民の方が心配しておられますし、いこいの村に愛着を持っておられます。これをどうしていくかというのは非常に重要なことでありますが、それを再開していただきたい。要は修繕してでもいいから再開していただきたいという意味だろうと思っておりますが、議会は文章の不備をもって否決しました。しかし、これでは住民は納得しないと思っております。住民説明会をどこかで持たないといけないと思っておりますが、委員会でも言いましたけれども、それを持っていただきたいと思うんですけど、ご回答をお願いします。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） 非常に住民の方がご心配なさっているというご質問でございますけれども、全員協議会であるとか常任委員会、市政報告会等を活用させていただ

て、その時点でご説明、お示しできる部分については積極的にご説明をしていきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 今回の市政報告会は、マイナンバーの件で区長要望に対する回答といますか、区長からの意見集めもされてなかったみたいです。それで、下水道についても説明がなされなかったりとかしていますので、それとは別に住民説明会を考えてください。問題が解決した後ですね、解決がいつごろできるかわからないですけど、ある程度目途が経ってから説明しないと、目途が立つ前はわーわーなりますので、そういったことも考えてください。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） はい。今、21条の協議がなされている最中でございます。そういったものも課題の整理、そういったものをクリアした段階で検討させていただきたいと思えます。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） それでは、私の一般質問を終わります。どうも失礼いたしました。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君の一般質問が終了しました。

お諮りいたします。あと1名になりましたが、暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは、暫時休憩をいたします。午後3時15分から再開します。

午後3時04分 休憩

午後3時15分 再開

○議長（藏原博敏君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

7番、市原正君の一般質問を許します。

市原正君。

○7番（市原 正君） 通告に従いまして、質問をさせていただきます。的確な答弁を求めておきます。

まず、1番目、大型養豚場建設計画についてであります。この件につきましては、昨日、緊急動議ということで議員発議が出されまして、満場一致でその発議が採択をされました。市長のほうに意見書として提出をされると思いますが、もう既に皆さん方ご承知のように、この計画そのものは株式会社熊本流通センターによって、取締役によって中止ということで決定をしております。不幸中の幸いと申しますか、計画の段階で地元が知ることができた、あるいは水の問題等があったということで計画が中止されましたが、今後、こういった類似の施設が阿蘇市に進出をする可能性というのは、決して少なくないんじゃないかという懸念もあります。そういった点で、そのことについて、そういったことも含めて、市長のご見解を伺いたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） 市長。

○市長（佐藤義興君） 今回の養豚場については、このような結果になりましたし、阿蘇市においてもそのようなことがまた違う形でできてくるかもわかりません。でもそのときはちゃんと環境とか、住民生活とか、あるいは総合的にいろんなことをきちっと判断しながらこれはやっていくべきだし、慎重に取り組むべきだと思っておりますので、今の時点でそれは絶対反対だと、そんなことは言えないということは了承していただきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 市原正君。

○7番（市原 正君） 市長のほうで慎重に今後検討するという答弁をいただきまして、ありがとうございます。私どももこういった情報が入りましたら、的確に市民の皆さんにお伝えをし、対応をしていきたいと考えております。

それでは、2番目の質問に入りますが、阿蘇いこいの村に関してであります。今日は特に答弁者として市の代表監査員でいらっしゃいます佐伯監査員にご出席をお願いしております。既に事務局長を通じて質問事項はお知らせいたしておりますが、本当にご出席をありがとうございます。これから2つの件について質問をさせていただきますが、当然自治法の中に自治体の監査委員は守秘義務等があるということ、私も十分承知をしております。従いまして、私の質問、その答弁がその部分に当たると判断をされた場合は、質問を控えるということでご答弁をいただいて結構かと思っておりますのでよろしくお願ひ申し上げます。

まず、先ほどから問題になっておりますが、契約書の保証人という部分であります。まちづくり課長の答弁の中には、指定管理のほうではこういった保証人は付けてない、だから今回も付けなかったというような答弁であったと思いますが、私は指定管理とは違うと。賃貸借契約であると。そういった場合は、やはり市営住宅等と同じではないかと。そういったことで、契約書にはきちんと保証人等を付けるべきではなかったかと思っておりますが、その点について監査委員はどのように認識をしておられるか、ご答弁をいただきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 佐伯監査委員。

○代表監査委員（佐伯和弘君） 議員の皆様、お疲れ様でございます。私は、阿蘇市が誕生いたしました平成17年4月から監査委員を受けております。その間、10回の9月の定例議会におきまして、決算監査報告を何とかクリアしたところでございます。今回、この3月をもちまして丸々11年間の任期をさせていただきます。

ところで、平成17年の4月から丸々11年経ちましたけれども、この間、私は充て職ではございますが、財団法人いこいの村、それからアグリスクエア、これの管理と監査役承っております。任期は、いこいの村につきましては平成25年12月解散するまで、それからアグリスクエアについては民間になった時点で私は既に終わったものと思っておりますけれども、登記上の問題で、登記上、監査上を前任しましたのは平成26年6月であります。ところで、地方自治法199条の7項におきましては、市の財政援助団体につきましては監査ができるという要項があります。しかしながら、一方地方自治法199条の2項におきましては、監査委員が業務に従事したその中で、利害関係の生じる部分については除斥されるという文言があります。従いまして、阿蘇いこいの村、アグリスクエア、これに2件につきましてはお

互い利害関係の生じるところでありますので、残念ながらお答えができません。このことをよろしくご理解をお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（藏原博敏君） 市原正君。

○7番（市原 正君） 監査委員のほうで答弁ができないということでもございましたけれども、もう1点だけ、これはいこいの村、あるいはアグリスクエアとは全く関係なく、一般的なこととしてお答えをいただきたいと思いますが、私どもが今いろんなことで話をしておりますが、市の土地に民間の企業、あるいは個人が建物を建てる時に、私はそこに当然地上権というものが発生し、その後いろんな問題が出てくると思っております。その点について、監査委員はどのように認識をしておられるか、お答えができればお願いをしたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 佐伯監査委員。

○代表監査委員（佐伯和弘君） 今の質問に対しましてお答えを申し上げます。

監査委員は、あくまでも財政が投下された、その後、適切に運営ができていくのかというのを監査するのが努めでありまして、事業の経過途中とか、そういうことに関しまして、監査委員は越権行為になります、そこまですと。ですから、これも残念ながらお答えができません。全くの八方ふさがりでございますので、よろしく願いいたします。

ついでに申し上げますが、地上権の話なんです、幸いにしまして阿蘇市には顧問弁護士さんがいらっしゃいます。いわゆる公法、司法、両方にわたってこの問題がつながっていく問題でありますので、できればそういう顧問弁護士さんあたりにお尋ねされて、勉強されましたらいかがでございましょう。

○議長（藏原博敏君） 市原正君。

○7番（市原 正君） 監査委員には、ご予定があったということですが、曲げて本日ご出席をいただきまして、ありがとうございました。

今、監査委員のほうからあえて答弁はできないということでもございましたが、今、私が話をしましたことは、今回、私が主張したいことでもあります。契約書の中に、先ほどから出ております。何で保証人がなかったのか、あるいはオーベルジュの話はあまりしたくありませんが、今後オーベルジュ事業を展開するという中で、当然阿蘇市の所有地に民間企業が建物を建てるということになります。そういったとき、地上権が当然発生をします。そういった点を十分に考慮していただきたいと求めておきたいと思っております。

それから、これは副市長に確認事項としてお聞きをしたいのでありますが、先般の全員協議会の中で、今回のいこいの村の民営化の検討委員会という委員会の話をしましたときに、副市長が委員長であると。そこで答弁が私が求めましたところ、今回のいこいの村の件については、副市長、いろいろ委員長としてという話をしましたところ、この件については全総務部長がすべてを私に任せてほしいという話をし、私は任せたという話をされました。そして、さらに私も市長も、やはり仕事をする中でいろんなことは部長に任せていると、部長に任せているというか、部長が担当し、その報告を受けると。直接の最後の責任は当然ある

かもしれないが、やはり部長がいろんな仕事を進めているんだよという話をされました。そのことについて、間違いはございませんでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 副市長。

○副市長（宮川清喜君） お答えいたします。

基本的には、間違いはないです。ただ、これだけ職員がおって、その仕事を課題を誰がするかというと、私は県の職員だったから県の場合は大体課長行政と言われている、課長が責任持って具体的なことは進む。そして、その許認可は、いわゆる課長が決断を負う。ここの場合は、基本的には課長だろうと思います、具体的なことは。そして部長に報告して、その結果を私、市長に報告する。最終的に、それで責任問題になれば、当然委員長の場合は私に責任があると思います。そぎゃん思っております。責任がなかということじゃない、責任はその当時委員長だった私にあると思います。

○議長（藏原博敏君） 市原正君。

○7番（市原 正君） ありがとうございます。それと、先ほども話しましたが、その中で当時の総務部長はこの件については私に任せてほしいというような話であったので、もうほとんど任せたと話をされましたが、そのことは間違いございませんでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 副市長。

○副市長（宮川清喜君） 具体的なことについては、任せます。そして、結局その委員が誰とか、その付近は全部報告があるし、その人についてどうでしょうかと相談もあります。それは、経歴見てもらえばよかし、経歴持った方だけで、私たちのいわゆる範囲内に入った人しか指名はしとらんわけです、間違いございません。

○議長（藏原博敏君） 市原正君。

○7番（市原 正君） 副市長、ありがとうございます。それでは、吉良部長にお尋ねをしたいと思いますが、当時、いこいの村の民営化という問題が発生しましたときに、吉良部長は観光課長であったと思います。その当時、私の認識では、この今回のいこいの村については、そのほとんどの仕事を、今、副市長のほうに確認を取りました全総務部長、退職後は経済部の審議員になられました方がほとんどやっておられたと私は認識しております。ですから、今回も吉良部長や佐伯まちづくり課長にいろんな質問があっておりますが、なかなかお二人がわからない点、確認できない点多々あるのではないかと思います。吉良部長、そういう認識で、私が持っている認識でよろございますでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） 当時、審議員という形でいらっしやいまして、都度報告はあったかと思いますが、専任されてはおりました。

○議長（藏原博敏君） 市原正君。

○7番（市原 正君） 今、吉良部長のほうも先ほどの副市長と同じように審議員という形でいらっしやったので、当然課長、部長に報告はあっていたけれども、専任という形でこの仕事をしていたと答弁をなさいました。私が言いたいのは、一体さっきから話が出ています、この契約書は誰がつくったのか。こういう契約書です。保証人もない。そして、宅建のいろ

んな資格を持っているわけでもない。そして、さらに言えばですよ、顧問弁護士等にこういう契約をしたいからということ、さっき佐伯監査委員も言われましたけれども、顧問弁護士等にこういう契約書をつくるということで相談がなされたのかですよ。もしそういうことが相談がされてあれば、こういう契約書はできてなかったと思います。もったきちんとした形の契約書が作成され、今こういう形で私どもが執行部を追求するようなこともなかったのではないかと思います。従って、私は今後、議会事務局等と相談をしまして、当時の前総務部長、前経済部の審議員を議会のほうに参考人招致を求めたいと考えておりますので、事務局のほうにはまたご相談をしたいと思います。

それから、経済部長にもう一つだけ伺いますが、先ほどから出ています、あまりオーベルジュのことは話すよりも、私はいこいの村を再開するというのほうに重点を置いているわけですが、そのためにオーベルジュをやらなければならないというような説明であります。オーベルジュをしたときですよ、当然今話をしているように市の土地に民間企業が建物を建てるわけです。そのときに地上権は発生しますよ。そのことについては、どういふ方に先方と契約をしたいと考えておられますか。

○議長（藏原博敏君） 経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） この点につきましても、顧問弁護士のほうにご相談いたしまして、それと当然金融等も入ると思いますので、そういうところで問題がないかということでご相談していきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 市原正君。

○7番（市原 正君） 当然、責任問題が出てきます。先ほど副市長は、やはり自分に責任があるときには受けると言われました。しかし、当時の担当が一番責任があるわけです。やはりその辺の自覚を持って、ちゃんとした仕事をしていただければ、こういった問題は出てこなかったと私は認識をしたいと思っております。経済部長、ありがとうございました。

最後に、まちづくり課長にお尋ねをいたします。先般の全員協議会の中で、アグリスクエアさんから3名の弁護士の連名で申立書とか何かそういうのが来ているという話を聞きましたが、その内容をここで朗読いただけますか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） 先般の全員協議会の中で2月26日付けで協議申入書が代理人を通じましてまいってございます。現在、市の顧問弁護士のほうにご相談をさせている最中でございますので、その辺が相談後、ある程度方針が出た時点で、またご報告ができれば報告させていただきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 市原正君。

○7番（市原 正君） 今、顧問弁護士と相談をしているということですので、その答弁をここで激しく求めても答弁は返ってこないと思いますので控えますが、なぜこの申立書を求めるかという、全員協議会の中でも話をしました。貸し主の責任、借り主の責任、当然出てくると思います。一方的に貸した方が悪いわけじゃない。そういうことも認識されて、き

ちょっとした対応を今後進めていただくように求めまして、私の一般質問を終わります。

○議長（藏原博敏君） 市原正君の一般質問が終了しました。

以上で本日の一般質問を商量します。これもちまして散会いたします。なお、明日閉会後は、全員協議会を開催することといたしましたので、議員の皆さんにお知らせいたします。お疲れでございました。

午後 3 時 36 分 散会